

令和 8 年度  
第 1 回  
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和 8 年 6 月 9 日 (火) 午前 1 0 時  
会 場 盛岡第 2 合同庁舎 3 階共用会議室

岩 手 労 働 局

# 一 次 第 一

開 会

1 岩手労働局長挨拶

2 議 題

(1) 令和8年度岩手地方最低賃金審議会の運営について

ア 審議日程について

イ 実地視察の実施について

(2) その他

閉 会

令和8年度 第1回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和8年6月9日（火）午前10時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員兼論説委員会委員長
	近藤 信一	岩手県立大学 教授
	齋藤 信之	元岩手労働委員会 事務局長
	横山 信英	特定社会保険労務士 元岩手県社会保険労務士会会長
労働者代表委員	小菅 孝広	JAM青森岩手県連絡会 事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	中村 大	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	工藤 直樹	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス燃料（株） 専務取締役
	宗形 金吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	川又 修司	
	労働基準部	労働基準部長	小川 直紀
		賃金室長	高橋 功一
		賃金室長補佐	畠山 剛
		賃金調査員	鈴木 千春

# 審議会資料一覧

- 資料 1 第58期岩手地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料 2 岩手地方最低賃金審議会規程集
- 資料 3 令和8年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（案）
- 資料 4 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料 5-1 「令和8年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」岩手県議会議長  
岩手地方最低賃金審議会議長あて
- 資料 5-2 「令和8年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」岩手県議会議長  
岩手労働局長あて
- 資料 6-1 「最低賃金引上げと「発効日先送り・分散化」の是正、中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引上げに関する労働行政の改善を求める要請書」全労連東北地方協議会議長、全労連北海道地方協議会議長、  
岩手県労働組合連合会議長
- 資料 6-2 全労連要請資料
- 資料 7-1 「令和8年度岩手県最低賃金の改正等について」岩手県知事  
岩手地方最低賃金審議会議長あて
- 資料 7-2 「令和8年度岩手県最低賃金の改正等について」岩手県知事  
岩手労働局長あて

## 第58期岩手地方最低賃金審議会委員名簿

令和8年4月30日現在

区分	ふりがな 氏名	現職	備考
公益代表委員	うねむら あきこ 植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長	
	ごうこん つとむ 郷右近 勤	岩手日報社 執行役員論説委員会委員長	
	こんどう しんいち 近藤 信一	岩手県立大学 教授	
	さいとう のぶゆき 齋藤 信之	元岩手県労働委員会 事務局長	
	よこやま しんえい 横山 信英	特定社会保険労務士 前岩手県社会保険労務士会会長	
労働者代表委員	こすが たかひろ 小菅 孝広	JAM青森岩手県連絡会 事務局長	
	こばやし ひとし 小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長	
	ささき まさと 佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長	
	なかむら まさる 中村 大	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長	新選任委員
	やまだ きよあき 山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長	
使用者代表委員	くどう なおき 工藤 直樹	岩手県商工会議所連合会 専務理事	
	せがわ ひろあき 瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事	
	ふじた よしお 藤田 芳男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事	
	まつかわ けん 松川 顕	盛岡ガス燃料株式会社 専務取締役	
	むねかた かねよし 宗形 金吉	岩手県商工会連合会 専務理事	
任命年月日	令和7年4月1日（令和9年3月31日まで）		

# 岩手地方最低賃金審議会規程集

岩手労働局労働基準部賃金室

# 目 次

1	運営規程	1
2	専門部会運営規程	4
3	運営小委員会運営要領	6
4	特別小委員会運営要領	8
5	効率化に関する申し合せ事項	10
6	公開に関する事務処理要領	13

※ 「岩手地方最低賃金審議会～」の表記は省略

# 岩手地方最低賃金審議会運営規程

## (規程の目的)

第1条 岩手地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、岩手労働局長又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により岩手労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむをえない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、岩手労働局長に通知するものとする。

## (小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案についての事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

## (委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

## (会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

## (会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書、又は議決書をそれぞれ議事録の写を附してその都度、岩手労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

付則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

付則

この規程は、平成 12 年 6 月 30 日から施行する。

付則

この規程は、平成 13 年 6 月 26 日から施行する。

## 岩手地方最低賃金審議会専門部会運営規程

### (規程の目的)

第1条 岩手地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、岩手労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により岩手労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむをえない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、岩手労働局長に通知するものとする。

### (委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

### (会議における発言)

第4条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

### (議事録及び議事要旨)

第5条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがあること、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあること、または率直な意見の交換若し

くは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、  
部会長は、議事録及び会議の資料を非公開とする。

3 議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に  
基づいて議決を行ったときは、その都度、岩手地方最低賃金審議会  
長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行  
う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、  
専門部会の議決に基づいて行う。

付則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成9年12月10日から施行する。

付則

この規程は、平成12年6月30日から施行する。

付則

この規程は、平成13年6月26日から施行する。

付則

この規程は、平成20年7月25日から施行する。

## 岩手地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

### (設置)

第1条 岩手地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき「岩手地方最低賃金審議会運営小委員会」（以下「運営小委員会」という。）を設ける。

### (目的)

第2条 運営小委員会は、最低賃金の審議の効率化及び最低賃金審議予定について検討し、このほか岩手地方最低賃金審議会の要請に基づく事項について検討するものとする。

### (組織)

第3条 運営小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は原則として各側2人合計6人とする。

### (運営小委員長)

第4条 運営小委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

### (委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を運営小委員長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

### (会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、運営小委員長の許可を受けなければならない。

### (議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、運営小委員長及び運営小委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、運

営小委員長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 運営小委員長は、運営小委員会において検討したことについては、その結果を速やかに岩手地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、運営小委員会の議決に基づいて行う。

付則

この運営要領は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この運営要領は、平成13年6月26日から施行する。

## 岩手地方最低賃金審議会特別小委員会運営要領

### (設置)

第1条 岩手地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき「岩手地方最低賃金審議会特別小委員会」（以下「特別小委員会」という。）を設ける。

### (目的)

第2条 特別小委員会は、産業別最低賃金決定等の必要性の有無について検討するものとする。

### (組織)

第3条 特別小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は原則として各側3人合計9人とする。

### (特別小委員長)

第4条 特別小委員長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

### (委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を特別小委員長に適当な方法で速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

### (会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、特別小委員長の許可を受けなければならない。

### (議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、特別小委員長及び特別小委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、特別小委員長は、議事録及び会議の資料の一部または全部を非公開と

することができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第8条 特別小委員長は、特別小委員会において検討したことについては、その結果を速やかに岩手地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、岩手地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、特別小委員会の議決に基づいて行う。

付則

この運営要領は、平成8年4月1日から施行する。

付則

この運営要領は、平成13年6月26日から施行する。

# 岩手地方最低賃金審議会における最低賃金の 審議の効率化に関する申し合せ事項

平成 15 年 6 月 24 日

平成 20 年 7 月 24 日

改正 平成 29 年 6 月 29 日

## 1 岩手県最低賃金専門部会

- (1) 岩手県最低賃金専門部会は、人数は各側 3 名合計 9 名とする。
- (2) 部会の開催回数は、関係行政機関等の概況説明及び目安の伝達を除き、原則として 3 回以内とする。  
第 1 回目は、部会構成及び関係参考人からの意見聴取並びに前年度における確認事項の検討、第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。
- (3) 審議資料としては、岩手労働局が実施する最低賃金に関する基礎調査結果及びその他の既存資料を活用するものとする。
- (4) 目安の伝達、関係行政機関等の概況説明及び最低賃金に関する基礎調査結果説明は、本審議会において行うものとする。
- (5) 最低賃金の改正にあたっては、中央最低賃金審議会より提示された目安を参考にするものとする。

## 2 運営小委員会

- (1) 審議の運営に関する事項を検討する運営小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は各側 2 名合計 6 名とする。
- (2) 委員会は、最低賃金等の審議の効率化及び最低賃金審議計画について検討し、この外、本審議会から付託された事項について検討するものとする。

## 3 特別小委員会

- (1) 産業別最低賃金決定等の必要性の有無について検討する特別小委員会は、本審議会委員のみで構成し、人数は

原則として各側 3 名合計 9 名とする。

(2) 当該産業の実情について、必要に応じ関係労使等からの意見聴取や実地視察を行うものとする。

(3) 委員会の開催回数は、原則として 2 回以内とする。

第 1 回目は、委員会構成及び必要性審議、第 2 回目は、必要性審議を行うものとする。

#### 4 産業別最低賃金専門部会

(1) 産業別最低賃金の決定等について調査審議を行う産業別最低賃金専門部会は、人数を各側 3 名合計 9 名とする。

ただし、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の各 3 名のうち、原則として少なくとも各側 2 名は、当該決定を行おうとする産業に直接関係する労働者及び使用者を代表する者をもって充てるものとする。

(2) 部会の開催回数は、原則として 3 回以内とする。

第 1 回目は、部会構成、審議日程の決定及び最低賃金に関する基礎調査結果の説明を行い、審議の状況によっては金額審議を行うものとする。第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。

なお、合同により部会を配置する場合は、原則として、第 1 回目は、部会構成、審議日程及び最低賃金に関する基礎調査結果の説明を行い、第 2 回目及び第 3 回目は、金額審議を行うものとする。

(3) 関係労使参考人からの意見聴取は行うものとするが、その時期及び手法は専門部会の判断によるものとする。

#### 5 その他

審議日程については、原則として第 1 回専門部会等において決定するものとし、この日程は尊重されるものとする。

(確認事項)

(1) 原則として参考人からの意見聴取は 1 名ずつ行うものとし、この場合他の参考人を同席させることはしない。

(2) 参考人に対しては、あらかじめ聴取事項を書面で通知

するとともに、参考人からの説明の概要について事前に書面で提出していただくよう配慮するものとする。

- (3) 参考人が都合等で出席できない場合は、代理人の出席又は文書による意見の提出ができるものとする。
- (4) 産業別最低賃金の改正の申出のうち、7月までに提出されたものについては、年内発効を目途に審議を進めるものとする。
- (5) 最低賃金法施行規則第11条に基づく公示により提出された意見書の取扱いについては、その内容に応じ該当する専門部会において審議するものとする。

# 岩手地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領

平成 15 年 5 月 29 日

改定 平成 20 年 7 月 24 日

改定 平成 29 年 6 月 29 日

改定 令和 元年 5 月 30 日

## 1 趣旨

本要領は、審議会の公正な審議の確保、透明性の確保と個人情報の保護、個人や団体の権利の不当侵害等防止をはかり、審議会の公開と審議会の議事進行を円滑に行うための事務処理要領を定めるものである。

## 2 審議の公開、非公開

法令等により審議で扱う内容が漏えいした場合、守秘義務違反を問われる恐れのある事項を扱う審議及び岩手地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項に基づき、「個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合または率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合」で、審議会長が必要と認めたときは非公開とする。

## 3 事前対応

- (1) 審議会開催の概ね 10 日前に局掲示板及び局ホームページに開催日時、場所、主要議題、傍聴人数を示した募集要領を掲載する。(別添 1 省略)
- (2) 傍聴申込みがあった場合は、傍聴人名簿と傍聴整理券を作成し、傍聴を認めた者には、『傍聴整理券』『審議会傍聴にあたっての遵守事項』を送付する。  
(別添 2、別添 3 省略)
- (3) 申込者多数の場合は、抽選により当選者を決定し、申込者に当落を通知する。  
(別添 4 省略)

## 4 当日の対応

- (1) 審議会場に傍聴人受付と傍聴人席を設ける。
- (2) 受付において傍聴人名簿と傍聴整理券を照合し、傍聴人を傍聴人席に着席させる。
- (3) 遵守事項に反した場合は、遵守事項を再度説明し、その行為を止めさせるか、退去要求を行う。
- (4) 報道機関に対する対応について
  - ① 取材申入れ等の窓口は、事務局（岩手労働局労働基準部賃金室）とし、報道機関担当者をおく。
  - ② 録音機及び写真機・テレビカメラ等の機材を用いた撮影・取材は、審議会開

始直前まで（いわゆる頭撮り）とし、審議会開始後は傍聴のみとする。

- ③ 人数は募集人数の枠外とし、記者席を設けるものとする。
- ④ その他の取扱い及び遵守事項については、一般傍聴人と同様とする。
- ⑤ 報道機関から申入れがあった場合は、審議会終了後に取材対応を行う場を設け、原則として事務局が対応する。必要に応じ、了解を得て審議会委員の同席を依頼する場合があるものとする。
- ⑥ 非公開審議について、取材の求めがあった場合は、取材対応の場を設け、事務局において、審議会終了後、個人情報保護、個人や団体の権利の不当侵害防止、円滑な審議の運営に配慮したうえで、議事の要旨を説明する。

公開・非公開関係一覧表（運用）

	議 事	議 事 録	議事要旨
本審（金額審議等を除く）	公 開	公 開	—
本審（金額審議等について）	原則公開	原則公開	公 開
本審（金額審議等を含むものについて）	原則公開	原則公開	公 開
専 門 部 会	非 公 開	非 公 開	公 開
小 委 員 会	原則非公開	原則非公開	公 開

なお、金額審議等とは、実地視察、参考人意見聴取、採決の本審議会、異議申し立てにかかる審議等をいう。

## 令和8年度岩手地方最低賃金審議会開催計画(案)

令和8年6月9日時点

令和6年度		令和7年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和8年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	
5月17日(金)	R7.4.24(木)	13:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等	R8.4.23(木)	15:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等	
—	—	—	—	—	R8.6.5(金)	—	中央最賃審視察	6/4事業場視察 6/5意見交換	
6月7日(金)	R7.6.6(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	R8.6.9(火)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	
6月20日(木)	R7.6.10(火)	1日	実地視察	大船渡市、陸前高田市	R8.6.24(水)	1日	実地視察	二戸市、一戸町	
6月25日(火)	R7.7.11(金)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	
7月5日(金)	R7.7.15(火)	10:00	第2回本審	県最賃諮問	R8.7.7(火)	10:00	第2回本審	県最賃諮問	
7月25日(木)	R7.8.4(月)		中央最賃審	目安答申	7月下旬		中央最賃審	目安答申	
8月2日(金)	R7.8.6(水)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	R8.8.3(月)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	
8月7日(水)	R7.8.7(木)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方	R8.8.5(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的な考え方	
8月8日(木)	R7.8.8(金)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R8.8.7(金)	13:30	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	
8月26日(月)	R7.8.20(水)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R8.8.20(木)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	
8月27日(火)	R7.8.21(木)	13:30	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	R8.8.24(月)	13:30	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議	
	R7.8.27(水)	10:00	⑤県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審	R8.8.25(火)	午後	予備日		
					R8.8.27(木) 又はR8.8.28(金)	午後	予備日		
8月28日(水)	R7.8.28(木)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	R8.8.31(月)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	
9月4日(水)	R7.9.2(火)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R8.9.3(木)	13:30	第1回特別小委員会	特定最賃必要性審議	
	R7.9.5(金)	10:00	第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R8.9.7(月)	午後	予備日 第2回特別小委員会	特定最賃必要性審議	
	R7.9.12(金)	10:00	第3回特別小委員会	特定最賃必要性審議	R8.9.8(火)	午後	予備日		
9月17日(火)	R7.9.16(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	R8.9.16(水)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	
10月16日(水)	R7.10.17(金)	13:30	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	R8.10.15(木)	13:30	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	
10月31日(水)	R7.11.6(木)	9:30	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
11月7日(木)	R7.11.10(月)	15:00	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審	
10月24日(木)	R7.10.30(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
11月15日(金)	R7.11.11(火)	9:30	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審	
11月12日(火)	R7.10.31(金)	10:00	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
11月14日(木)	R7.11.4(火)	9:30	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審	
10月25日(金)	R7.11.6(木)	15:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
11月19日(火)	R7.11.13(木)	9:30	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審	
必要性なし			②百貨店	必要性なし			②百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議	
必要性なし			③百貨店	必要性なし			③百貨店	金額審議 結 審	
11月22日(金)	R7.11.17(月)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	R8.11.17(火)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	
開催せず 12月10日(火)	開催せず R7.12.3(水)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	R8.12.3(木)	10:00	第7回本審	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	
1月24日(金)	R8.1.22(木)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	R8.12.18(金)	15:00	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	
3月21日(金)	R8.3.19(木)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	R9.3.19(金)	10:00	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月24日(土)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月2日(水)		1月1日(金)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月11日(水)		12月11日(金)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月13日(火)		10月28日(水)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月22日(火)		1月21日(木)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月24日(火)		12月9日(水)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月26日(木)		12月11日(金)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月28日(土)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月30日(月)		12月15日(火)		1月4日(月)		2月3日(水)
12月1日(火)		12月16日(水)		1月5日(火)		2月4日(木)
12月2日(水)		12月17日(木)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月3日(木)		12月18日(金)		1月7日(木)		2月6日(土)
12月4日(金)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月5日(土)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月6日(日)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月7日(月)		12月22日(火)		1月12日(火)		2月11日(木)
12月8日(火)		12月23日(水)		1月13日(水)		2月12日(金)
12月9日(水)		12月24日(木)		1月14日(木)		2月13日(土)
12月10日(木)		12月25日(金)		1月15日(金)		2月14日(日)
12月11日(金)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月12日(土)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月13日(日)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月14日(月)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月15日(火)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月16日(水)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月17日(木)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月18日(金)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月19日(土)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月20日(日)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月21日(月)		1月5日(火)		1月20日(水)		2月19日(金)
12月22日(火)		1月6日(水)		1月21日(木)		2月20日(土)
12月23日(水)		1月7日(木)		1月22日(金)		2月21日(日)
12月24日(木)		1月8日(金)		1月25日(月)		2月24日(水)
12月25日(金)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月26日(土)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月27日(日)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月28日(月)		1月12日(火)		1月26日(火)		2月25日(木)
12月29日(火)		1月13日(水)		1月27日(水)		2月26日(金)
12月30日(水)		1月14日(木)		1月28日(木)		2月27日(土)
12月31日(木)		1月15日(金)		1月29日(金)		2月28日(日)
1月1日(金)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月2日(土)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月3日(日)		1月18日(月)		2月1日(月)		3月3日(水)
1月4日(月)		1月19日(火)		2月2日(火)		3月4日(木)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
1月5日(火)		1月20日(水)		2月3日(水)		<b>3月5日(金)</b>
1月6日(水)		1月21日(木)		2月4日(木)		<b>3月6日(土)</b>
1月7日(木)		1月22日(金)		2月5日(金)		<b>3月7日(日)</b>
1月8日(金)		1月25日(月)		2月8日(月)		<b>3月10日(水)</b>
<b>1月9日(土)</b>		1月25日(月)		2月8日(月)		<b>3月10日(水)</b>
<b>1月10日(日)</b>		1月25日(月)		2月8日(月)		<b>3月10日(水)</b>
<b>1月11日(月)</b>		1月26日(火)		2月9日(火)		<b>3月11日(木)</b>
1月12日(火)		1月27日(水)		2月10日(水)		<b>3月12日(金)</b>
1月13日(水)		1月28日(木)		2月12日(金)		<b>3月14日(日)</b>
1月14日(木)		1月29日(金)		2月15日(月)		<b>3月17日(水)</b>
1月15日(金)		2月1日(月)		2月16日(火)		<b>3月18日(木)</b>
<b>1月16日(土)</b>		2月1日(月)		2月16日(火)		<b>3月18日(木)</b>
<b>1月17日(日)</b>		2月1日(月)		2月16日(火)		<b>3月18日(木)</b>
1月18日(月)		2月2日(火)		2月17日(水)		<b>3月19日(金)</b>
1月19日(火)		2月3日(水)		2月18日(木)		<b>3月20日(土)</b>
1月20日(水)		2月4日(木)		2月19日(金)		<b>3月21日(日)</b>
1月21日(木)		2月5日(金)		2月22日(月)		<b>3月24日(水)</b>
1月22日(金)		2月8日(月)		2月24日(水)		<b>3月26日(金)</b>
<b>1月23日(土)</b>		2月8日(月)		2月24日(水)		<b>3月26日(金)</b>
<b>1月24日(日)</b>		2月8日(月)		2月24日(水)		<b>3月26日(金)</b>
1月25日(月)		2月9日(火)		2月25日(木)		<b>3月27日(土)</b>
1月26日(火)		2月10日(水)		2月26日(金)		<b>3月28日(日)</b>
1月27日(水)		2月12日(金)		3月1日(月)		<b>3月31日(水)</b>
1月28日(木)		2月12日(金)		3月1日(月)		<b>3月31日(水)</b>

## 令和8年度岩手県最低賃金改定等に関する意見書

県内勤労者の労働条件の改善のため、令和8年度の岩手県最低賃金の改定に当たり、その引上げ等について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

## 理由

政府は、現下の日本経済について、緩やかな景気回復が継続しているとしており、令和7年11月に閣議決定した総合経済対策では、最低賃金の引上げとその環境整備を推進し、地方や中小企業の賃金引上げを支援する施策を拡充している。

岩手県の最低賃金は、現在1,031円と過去最高額に引き上げられたものの、実質賃金の低迷や都市部との格差、若者の県外流出が続く中、労働力不足が深刻化している。

経済の好循環を実現するためには、生産性向上と適正な価格転嫁、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分によって経営基盤を強化するとともに、賃金を働きの価値に見合った水準に引き上げ、持続的な賃上げノルムを確立し、人材を確保することが必要不可欠である。

また、労働基準法第2条において、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものであると定めているが、地域別最低賃金の影響を受ける労働者の多くは集团的労使関係になく、労働条件決定に関与することが難しい状況にある。

よって、県内勤労者の労働条件の改善のため、令和8年度の岩手県最低賃金の改定に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国の強い経済の実現を目指し、総合経済対策の方針等を踏まえた引上げを実現すること。
- 2 岩手地方最低賃金審議会においては、県外への人材流出を防ぐためにも他の地域を意識した審議とすること。
- 3 特定最低賃金の改定に当たっては、地域別最低賃金を上回る水準の確保と産業区分の新設に至った経緯を考慮し、受理された申し出を審議、改定すること。
- 4 最低賃金を下回る労働者をなくすため、事業所に対する監督指導を強化し、最低賃金制度の履行の確保を図ること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

盛岡市内丸10番1号  
岩手県議会議長 城内 愛彦

岩手地方最低賃金審議会会長

齋藤 信之 様

## 令和8年度岩手県最低賃金改定等に関する意見書

県内勤労者の労働条件の改善のため、令和8年度の岩手県最低賃金の改定に当たり、その引上げ等について、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

## 理由

政府は、現下の日本経済について、緩やかな景気回復が継続しているとしており、令和7年11月に閣議決定した総合経済対策では、最低賃金の引上げとその環境整備を推進し、地方や中小企業の賃金引上げを支援する施策を拡充するとしている。

岩手県の最低賃金は、現在1,031円と過去最高額に引き上げられたものの、実質賃金の低迷や都市部との格差、若者の県外流出が続く中、労働力不足が深刻化している。

経済の好循環を実現するためには、生産性向上と適正な価格転嫁、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分によって経営基盤を強化するとともに、賃金を働きの価値に見合った水準に引き上げ、持続的な賃上げノルムを確立し、人材を確保することが必要不可欠である。

また、労働基準法第2条において、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものであると定めているが、地域別最低賃金の影響を受ける労働者の多くは集团的労使関係になく、労働条件決定に関与することが難しい状況にある。

よって、県内勤労者の労働条件の改善のため、令和8年度の岩手県最低賃金の改定に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国の強い経済の実現を目指し、総合経済対策の方針等を踏まえた引上げを実現すること。
- 2 岩手地方最低賃金審議会においては、県外への人材流出を防ぐためにも他の地域を意識した審議とすること。
- 3 特定最低賃金の改定に当たっては、地域別最低賃金を上回る水準の確保と産業区分の新設に至った経緯を考慮し、受理された申し出を審議、改定すること。
- 4 最低賃金を下回る労働者をなくすため、事業所に対する監督指導を強化し、最低賃金制度の履行の確保を図ること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

盛岡市内丸10番1号  
岩手県議会議長 城内愛彦

岩手労働局長

白石好春様

2026年 5月26日

岩手労働局  
局長 川又 修司様

全労連東北地方協議会  
議長 高橋 正行

全労連北海道地方協議会  
議長 三上 友伸

岩手県労働組合  
議長 中 野

## 最低賃金の引き上げと「発効日先送り・分散化」の是正、中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

生鮮食料品を除いた消費者物価指数が2025年12月まで45ヶ月連続で前年同月比2%以上の伸びが続くなど、連続する歴史的な物価高騰が、国民の暮らしや中小企業・小規模事業所に大きな打撃を与えています。物価高騰の下で日本経済の回復をすすめるには、GDPの5割以上を占める国民の消費購買力を高める必要があります。私たちはそのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2025年の改定では、63~82円の引き上げが行われ、各地方での審議の結果、加重平均では1,121円（前年比+66円、+6.3%）となりました。中央賃金審議会が初めて地域間格差を縮める目安額を示す中、最も高い東京都（1,226円）と最低額の高知・宮崎・沖縄の3県（1,023円）とでは203円の差となり、2年連続で格差が縮小される結果となりましたが、同じ労働を同じ時間（月150時間）働いたとして月3万450円、年間で36万5,400円の差が生じることの解決には至りませんでした。

さらに、今回の改定では、発効日をこれまでの10月1日から遅らせる地方が増え、その差は最大6か月となり、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しました。2月27日に開催された中央最低賃金審議会でも是正に向けた議論を始めることが確認されていますが、最低賃金法の「賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えをもとに審議会運営を行い、発効日を法定通りの最短にすること、最低賃金の地域間格差を解消し、全国一律制度を創設することは喫緊の課題となっています。

私たちは今年3月、「最低生計費試算調査」をあらためて行い、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費を算出しました。その結果、岩手においては月額286,363円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,909円となりました。これは全国労働組合総連合（全労連）と地域組織が行っている各地の調査結果でも、この間の物価高騰を加味した直近のデータでは1,700円、1,800円との結果が出ており、地域間格差は見られない結果となっています。労働者の所得を底上げし、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくるためにも、ただちに最低賃金法を改正し、誰でも、どこでも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と「1,700円以上」の実現を求めます。

全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金の大幅引き上げにあたっては、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への特別な支援策と財政措置が必要です。最低賃金が低い水準の県では、中小企

業支援に対する強い要望が出され、最低賃金引き上げに関する自治体独自の補助金制度も相次いで創設されています。さらなる最低賃金の引き上げに向けて、社会保険料の減額制度などの直接支援、価格転嫁の推進や取引価格の適正化のためのルールの確立など、中小企業・小規模事業者の負担軽減のための施策を講じることを求めます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

#### 記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費の考慮、経済振興のためにも、ただちに「時間額 1,700 円」以上の実現、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし、地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 2025 年の改定において各地方で発効日が先送り・分散化され、岩手でも 12 月 1 日となった。最低賃金法の趣旨に則り、発効日の先送り・分散化を是正することを求める。そのために、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」（最低賃金法第 14 条 2 項）の原則を堅持すること。「決定において、別に定める日があるときは、その日」の規定は削除すること。
4. 地域別最低賃金の審議について、下記のことを求める。
  - (1) 法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素から外すことを内容とする法改正を行い、最賃決定の仕組みを改善することを国に求めること。
  - (2) 最低賃金近傍で働く労働者の生活実態に関する十分な調査・把握を行うこと。
  - (3) 労働者の生活改善および中小企業の価格転嫁促進のため、審議の過程で「生計費」を明らかにする議論を行い、議論の内容を明らかにすること。
  - (4) 「多様な視点」という観点で、全国労働組合総連合・岩手県労働組合連合会などが実施した「最低生計費試算調査」の結果も「生計費」に関する資料に加えること。
5. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業者の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業・小規模事業者負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者の暮らしと経営改善につながるよう「生産性向上」を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化を行い、助成規模を拡大すること。
6. 物価高騰および労務費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させ、法整備をすすめること。
7. 岩手地方最低賃金審議会の構成および運営について下記のことを求めます。
  - (1) エッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
  - (2) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合、その理由も明らかにすること。
  - (3) 岩手地方最低賃金審議会において、審議の透明性を高める努力が続けられてきているが、専門部会は一部非公開となっている。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。また、審議会委員に配布される資料を傍聴者にも配布すること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

# 全労連北海道・東北ブロック 2026最賃キャラバン岩手行動

と き 2026年5月26日(火) 10時～15時  
と ころ 盛岡市内

## タイムスケジュール

(要請行動)

- 9時30分～10時 打ち合わせ(第2合同庁舎2階ロビー)
- 10時～11時 岩手労働局・要請(第2合同庁舎6階会議室)
- 11時30分～12時 岩手県・要請(県議会棟会議室3)
- 12時15分～12時45分 大通・野村證券前
- 12時45分～13時30分 昼食休憩(咲くら)
- 13時30分～14時 連合岩手・懇談
- 14時30分～15時 記者会見(県政記者クラブ)

## ○要請行動参加者

全労連東北ブロック副議長・福島県労連議長	野木 茂雄
北海道労連・事務局長	出口 憲次
いわて労連議長	中野るみ子
いわて労連副議長(いわて生協労組執行委員長)	高橋 基
いわて非正規センター代表(いわて生協労組副委員長)	阿部恵子
いわて労連幹事(岩手県農協労組書記長)	村田 浩一
いわて労連事務局次長(いわてローカルユニオン書記長)	小野寺蒔子
いわて労連事務局長	中村 健

全労連北海道・東北地方協議会  
岩手県労働組合連合会(いわて労連)

2026年 5月26日

岩手労働局  
局長 川又 修司様

全労連東北地方協議会  
議長 高橋 正行

全労連北海道地方協議会  
議長 三上 友衛

岩手県労働組合連合会  
議長 中野 るみ子

## 最低賃金の引き上げと「発効日先送り・分散化」の是正、中小企業・小規模事業者支援の拡充、および最低賃金引き上げに関する労働行政の改善を求める要請書

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

生鮮食料品を除いた消費者物価指数が2025年12月まで45ヶ月連続で前年同月比2%以上の伸びが続くなど、連続する歴史的な物価高騰が、国民の暮らしや中小企業・小規模事業所に大きな打撃を与えています。物価高騰の下で日本経済の回復をすすめるには、GDPの5割以上を占める国民の消費購買力を高める必要があります。私たちはそのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2025年の改定では、63～82円の引き上げが行われ、各地方での審議の結果、加重平均では1,121円（前年比+66円、+6.3%）となりました。中央賃金審議会が初めて地域間格差を縮める目安額を示す中、最も高い東京都（1,226円）と最低額の高知・宮崎・沖縄の3県（1,023円）とでは203円の差となり、2年連続で格差が縮小される結果となりましたが、同じ労働を同じ時間（月150時間）働いたとして月3万450円、年間で36万5,400円の差が生じることの解決には至りませんでした。

さらに、今回の改定では、発効日をこれまでの10月1日から遅らせる地方が増え、その差は最大6か月となり、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しました。2月27日に開催された中央最低賃金審議会でも是正に向けた議論を始めることが確認されていますが、最低賃金法の「賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えをもとに審議会運営を行い、発効日を法定通りの最短にすること、最低賃金の地域間格差を解消し、全国一律制度を創設することは喫緊の課題となっています。

私たちは今年3月、「最低生計費試算調査」をあらためて行い、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費を算出しました。その結果、岩手においては月額286,363円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,909円となりました。これは全国労働組合総連合（全労連）と地域組織が行っている各地の調査結果でも、この間の物価高騰を加味した直近のデータでは1,700円、1,800円との結果が出ており、地域間格差は見られない結果となっています。労働者の所得を底上げし、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるペースをつくるためにも、ただちに最低賃金法を改正し、誰でも、どこでも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と「1,700円以上」の実現を求めます。

全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金の大幅引き上げにあたっては、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への特別な支援策と財政措置が必要です。最低賃金が低い水準の県では、中小企

業支援に対する強い要望が出され、最低賃金引き上げに関する自治体独自の補助金制度も相次いで創設されています。さらなる最低賃金の引き上げに向けて、社会保険料の減額制度などの直接支援、価格転嫁の推進や取引価格の適正化のためのルールの確立など、中小企業・小規模事業者の負担軽減のための施策を講じることを求めます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

#### 記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費の考慮、経済振興のためにも、ただちに「時間額 1,700 円」以上の実現、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし、地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 2025 年の改定において各地方で発効日が先送り・分散化され、岩手でも 12 月 1 日となった。最低賃金法の趣旨に則り、発効日の先送り・分散化を是正することを求める。そのために、「公示の日から起算して 30 日を経過した日」（最低賃金法第 14 条 2 項）の原則を堅持すること。「決定において、別に定める日があるときは、その日」の規定は削除すること。
4. 地域別最低賃金の審議について、下記のことを求める。
  - (1) 法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素から外すことを内容とする法改正を行い、最賃決定の仕組みを改善することを国に求めること。
  - (2) 最低賃金近傍で働く労働者の生活実態に関する十分な調査・把握を行うこと。
  - (3) 労働者の生活改善および中小企業の価格転嫁促進のため、審議の過程で「生計費」を明らかにする議論を行い、議論の内容を明らかにすること。
  - (4) 「多様な視点」という観点で、全国労働組合総連合・岩手県労働組合連合会などが実施した「最低生計費試算調査」の結果も「生計費」に関する資料に加えること。
5. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業者の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業・小規模事業者負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者の暮らしと経営改善につながるよう「生産性向上」を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化を行い、助成規模を拡大すること。
6. 物価高騰および労務費増加分の価格転嫁を促進できるよう、公正取引ルールを充実させ、法整備をすすめること。
7. 岩手地方最低賃金審議会の構成および運営について下記のことを求めます。
  - (1) エssenシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
  - (2) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合、その理由も明らかにすること。
  - (3) 岩手地方最低賃金審議会において、審議の透明性を高める努力が続けられてきているが、専門部会は一部非公開となっている。本審同様、専門部会すべてを公開し、傍聴可能とすること。また、審議会委員に配布される資料を傍聴者にも配布すること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

2026年 5月26日

岩手県知事 達増拓也 様

全労連東北地方協議会  
議長 高橋 正行

全労連北海道地方協議会  
議長 三上 友衛

岩手県労働組合連合会  
議長 中野 るみ子

## 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める要請

貴職におかれましては、日頃から、県民の安定と安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、くらしの向上のためご尽力されていることに心から敬意を表します。

生鮮食料品を除いた消費者物価指数が2025年12月まで45ヶ月連続で前年同月比2%以上の伸びが続くなど、連続する歴史的な物価高騰が、国民の暮らしや中小企業・小規模事業所に大きな打撃を与えています。物価高騰の下で日本経済の回復をすすめるには、GDPの5割以上を占める国民の消費購買力を高める必要があります。私たちはそのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2025年の改定では、63～82円の引き上げが行われ、各地方での審議の結果、加重平均では1,121円（前年比+66円、+6.3%）となりました。中央賃金審議会が初めて地域間格差を縮める目安額を示す中、最も高い東京都（1,226円）と最低額の高知・宮崎・沖縄の3県（1,023円）とでは203円の差となり、2年連続で格差が縮小される結果となりましたが、同じ労働を同じ時間（月150時間）働いたとして月3万450円、年間で36万5,400円の差が生じることの解決には至りませんでした。

さらに、今回の改定では、発効日をこれまでの10月1日から遅らせる地方が増え、その差は最大6か月となり、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しました。2月27日に開催された中央最低賃金審議会でも是正に向けた議論を始めることが確認されていますが、最低賃金法の「賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えをもとに審議会運営を行い、発効日を法定通りの最短にすること、最低賃金の地域間格差を解消し、全国一律制度を創設することは喫緊の課題となっています。

私たちは今年3月、「最低生計費試算調査」をあらためて行い、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費を算出しました。その結果、岩手においては月額286,363円、月150時間の労働時間で換算すると時給1,909円となりました。これは全国労働組合総連合（全労連）と地域組織が行っている各地の調査結果でも、この間の物価高騰を加味した直近のデータでは1,700円、1,800円との結果が出ており、地域間格差は見られない結果となっています。労働者の所得を底上げし、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくるためにも、ただちに最低賃金法を改正し、誰でも、どこでも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と、せめて今すぐ「1,700円以上」の実現を求めます。

全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金の大幅引き上げにあたっては、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者への特別な支援策と財政措置が必要です。最低賃金が低い水準の県では、

中小企業支援に対する強い要望が出され、岩手県が先鞭を付けたように最低賃金引き上げに関する自治体独自の補助金制度が相次いで創設されています。さらなる最低賃金の引き上げに向けて、社会保険料の減額制度などの直接支援、価格転嫁の推進や取引価格の適正化のためのルールの確立など、中小企業・小規模事業者の負担軽減のための施策を講じることを求めています。

以上の趣旨から、下記施策の実施と国及び関係機関に対して働きかけをしていただきたく、よろしくお願いたします。

## 記

1. ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金を大幅に引き上げるよう、国及び最低賃金審議会などに働きかけること。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立するよう、国及び最低賃金審議会などに働きかけること。
3. 中小企業への支援策を抜本的に拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。  
岩手県の「物価高騰対策賃上げ支援金」を継続的な制度にして拡充すること。
4. 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む、具体的な対策を講じるよう、国に働きかけること。  
県の公契約条例に賃金条項を定め、官製ワーキング・プアをなくし地域経済の活性化を図ること。
5. 最低賃金違反を根絶するため、労働局などと協力し、経済団体・業界団体等へ働きかけること。

以 上

# 最低賃金

## 地域間格差をなくす流れが来た!



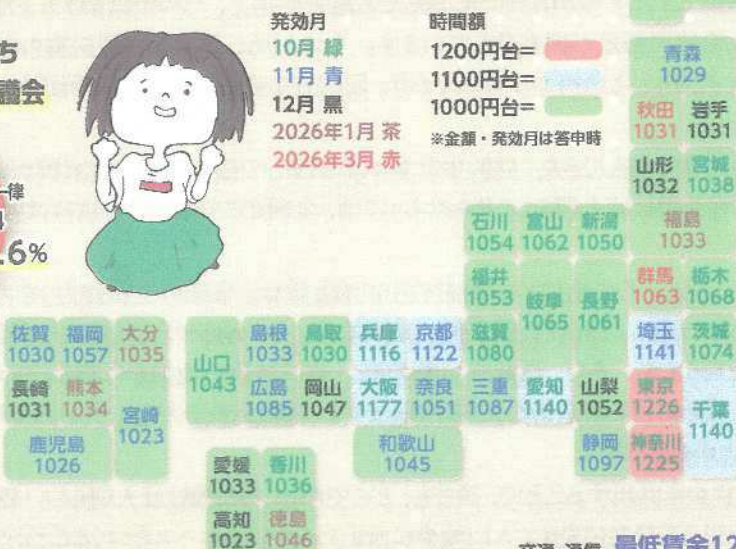
労働者と労働組合の運動で、最低賃金の目安を決める国の諮問機関が初めて地域間格差を縮める金額を出しました。都道府県ごとに決定した最低賃金額では、最高額と最低額の差は24年より9円縮小。前年から2年連続です。

目安額を上回る地方 **83.0%**

地方議会決議のうち  
全国一律を求める議会



2025年地域別最低賃金マップ



地域別制の大問題の解決へ

全国一律制に法改正しよう

地域格差は203円  
年間で36.5万円  
最高1226円・東京  
最低1023円・3県

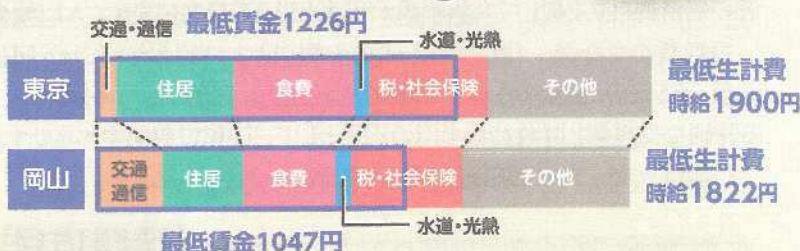
発効日が地方によって1カ月から半年も大幅に遅れます

遅れる間に物価はまた上昇、格差は大変なことに!



全国どこでも生計費はほぼ同じ

私たちが全国28都道府県・5万人超のデータを分析した「最低生計費試算調査」では、都市部では家賃が高く、地方では自動車が必需品で交通費が高いため、全国どこでも生計費はほぼ同じという結果が出ています。



## この流れを全国に! 全国一律めざそう

署名しよう

### 国の責任で中小企業支援を!

最低賃金を全国一律にして、大幅に引き上げるには、公正取引の強化や社会保険料の減免、直接支援など、中小企業支援の抜本的な強化が不可欠です。最低賃金法を改正し、地域経済を支える中小企業への支援を国に義務付けましょう。



大企業の内部留保は過去最高

賃上げのための補助金制度をつくれた自治体

岩手、山形、茨城、群馬、山梨、長野、富山、福井、広島、徳島、佐賀、大分



全労連「中小企業支援の提言」はこちら

全労連調べ (2025年8月現在)

先進国の中で日本はきわめて低い

先進国では全国一律が主流。「地域間格差への配慮」を口実にした引き上げの抑制がないから、高い水準の引き上げが確実に実施されています。

各国の最低賃金額

単位:円



全労連調べ (2025年9月現在)



全労連



国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F  
TEL. (03) 5842-5611 FAX. (03) 5842-5620

(2025.10)

# 最低賃金全国一律制度の法改正を求める請願署名

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

## 【請願趣旨】

最低賃金は2025年改定によって、最高額は東京都の1,226円、最低額は1,023円、その額差は203円となりました。現行の最低賃金制度では地域ごとに最低賃金額を決めるため、地域間格差が生じ、地方から都市部への人口流出、地域経済が疲弊する要因となっています。また、発効日をこれまでの10月1日から遅らせる地方が増え、その差は最大6ヵ月となり、同じ最低賃額でも年取が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しています。なによりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。

私たちが全国28の都道府県(5万人超)で取り組んできた「最低生計費試算調査」では、都市部は家賃が高く、地方では自動車が必要で交通費が高いため、「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも生計費はほぼ同じであることが明らかになっています。

現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、地域別に最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決めるため、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。最低賃金を大幅に引き上げるには、地域別から全国一律の最低賃金に法改正することが必要です。

最低賃金法を改正し、全国一律の最低賃金を実現することで、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかけるベースをつくることができます。

最低賃金を全国一律にするための大幅引き上げにあたっては、国による中小企業支援の抜本的な強化が必要です。最低賃金決定の3要素のうち、「事業の支払能力」を除外し、中小企業・小規模事業者が最低賃金の大幅引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任として、法律に明記すべきです。

つきましては、以下の事項について措置されるよう求めます。

## 【請願項目】

1. すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
2. 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正反映される仕組みを総合的に整備すること。

氏名	住所
	都道府県 区市町村
	都道府県 区市町村
	都道府県 区市町村
	都道府県 区市町村
	都道府県 区市町村

※氏名・住所欄は「〃」「同上」は不可、住所は都道府県から番地までご記入ください。  
※この署名用紙は、国会の請願以外の目的に個人情報を利用されることはいっさいありません。



# 岩手の 最賃を上げよう キャンペーン 2026

## 「岩手の最賃を上げようキャンペーン」って？

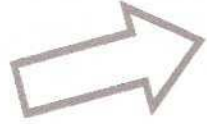
「2026年度の岩手の最低賃金を1200円以上にする」ことをめざします。

実現に向けた取り組み

- 「個人意見書」を200人分を目標に集める。  
岩手で働く人の声を「個人意見書」として、200人分を目標に集めます。岩手の最低賃金額を決める「岩手地方最低賃金審議会」に届けます。
- 「最低生計費試算調査」の再調査をする。  
「最低生計費試算調査」とは、全労連が調査・作成している、最低限度の生活費のことです。岩手のデータは、2022年に作成されたものなので、物価の変動や生活スタイルの変化を反映させたものにするために再調査に必要な「暮らしの変化フォーマット」を広く呼びかけます。その上で、作成した最新版の「最低生計費試算調査」を「岩手地方最低賃金審議会」に届けます。

2026年7月末には、中央最低賃金審議会で引き上げ額の「目安」が示されます。それを受けて、岩手県の最賃審議会で今年の最低賃金の金額が審議されます。2026年度の最低賃金が決まるまでの期間のキャンペーンです。

今はココ



個人意見書に  
ご協力を！

「個人意見書」  
入力フォーム↓



声を届けて  
最賃上げよう！



Instagram ↓

## いわて青年ユニオン

盛岡市本町通2丁目1-36  
浅沼ビル5階 いわて労連内  
TEL 019-625-9191  
Mail roren@iwateroren.org

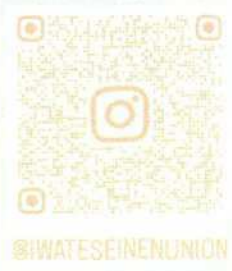


表 東北地方最低生計費試算調査結果（2026年版改定）総括表

2024年

2025年

都道府県名	青森県	秋田県	岩手県	山形県	宮城県	福島県	北海道	東京都
自治体名	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市	札幌市	北区
性別	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性
最賃ランク	C	C	C	C	B	B	B	A
消費支出	202,819	204,032	208,659	207,132	211,247	205,384	185,798	203,757
食費	52,290	53,791	52,570	54,952	55,278	54,513	45,978	61,112
住居費	39,000	39,000	41,000	40,000	43,000	40,000	39,000	60,417
水道・光熱	10,800	10,300	11,525	10,304	10,086	10,349	12,505	7,940
家具・家事用品	4,545	4,244	5,626	4,864	4,631	4,312	4,905	3,163
被服・履物	7,200	7,527	7,801	6,506	8,230	6,952	6,922	7,777
保健医療	2,754	2,819	2,759	2,802	2,742	2,722	4,701	1,080
交通・通信	38,251	37,642	38,802	38,527	39,170	38,337	14,459	9,734
教養・娯楽	24,360	25,163	24,837	23,825	24,240	24,569	35,654	29,506
その他	23,619	23,545	23,740	25,350	23,871	23,630	21,674	23,023
非消費支出	53,051	57,636	56,904	54,435	63,112	56,890	58,009	60,977
予備費	20,200	20,400	20,800	20,700	21,100	20,500	18,500	20,300
最低生計費 (月額)	223,019	224,432	229,459	227,832	232,347	225,884	204,298	224,057
年額(税込)	276,070	282,068	286,363	282,267	295,459	282,774	262,307	285,034
必要最低賃金額A(173.8時間換算)	3,312,842	3,384,821	3,436,358	3,387,203	3,545,506	3,393,286	3,147,684	3,420,414
必要最低賃金額B(150時間換算)	1,588	1,623	1,648	1,624	1,700	1,627	1,509	1,640
	1,840	1,880	1,909	1,882	1,970	1,885	1,749	1,900

最低生計費試算調査結果・2026年版（岩手県）

■ 月 額

286,363円

■ 時間額（月150時間換算）

1,909円

# 最低生計費試算調査結果・2026年版（岩手県）

## ● 月額（税込）

2016年            228,664円  
                   ↓  
 2022年            258,003円  
                   ↓  
 2026年            286,363円

## ● 時間額（150時間換算）

2016年            1,524円  
                   ↓  
 2022年            1,720円  
                   ↓  
 2026年            1,909円

	2016年	2022年	2026年
	岩手・盛岡市	岩手・盛岡市	岩手・盛岡市
消費支出	173,997	186,717	208,659
食費	40,083	47,242	52,570
住居費	35,000	37,000	41,000
水道・光熱	9,024	11,614	11,525
家具・家事用品	4,216	3,932	5,626
被服・履物	6,501	7,144	7,801
保健医療	2,596	2,636	2,759
交通・通信	39,697	36,057	38,802
教養・娯楽	17,533	19,988	24,837
その他	19,347	20,105	23,740
非消費支出	37,367	52,686	56,904
予備費	17,300	18,600	20,800
最低生計費 （月額）	191,297	205,317	229,459
税抜	191,297	205,317	229,459
税込	228,664	258,003	286,363
年額（税込）	2,743,968	3,096,036	3,436,358
時給換算（月173.8時間）	1,316	1,484	1,648
時給換算（月150時間）	1,524	1,720	1,909
最低賃金	716	854	1,031

# 全国一律最低賃金で地域活性化

## ～中小企業支援の提言～

2026年04月 全国労働組合総連合

### はじめに

全労連は、全国一律最賃制を確立させて多数の労働者の賃金を引き上げ、地域経済の好循環を図ることが必要と考えています。

そのため、2022年4月に取りまとめた「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」と題する中小企業支援の提言をバージョンアップすることとしました。

詳しくは本文を参照していただくこととし、概要をご紹介します。

1 公正取引

2 直接支援

3 行政体制

4 地域循環

### 提言の第一 価格転嫁と公正な取引

何よりも大切なことは公正取引の実現。賃金引き上げに伴う単価引き上げなどが適正に行われるようにすることが必要です。

#### ① 中小受託事業者代金支払遅延法の履行確保とさらなる法改正

すべての企業間取引を規制する法律とし、丸投げした受けの禁止等、重層構造にメスを入れ、行政によるあっせん機能を強化することを求めます。

#### ② 独占禁止法の改正

労働組合と締結した賃金協定について、独占禁止法の「カルテル」として違法とされないよう適用除外する法改正を求めます。

#### ③ フリーランス法の徹底と労働者保護の強化

フリーランスは、経済的従属性が強いにも関わらず、労働者として扱われないなど弱い立場にあります。そのため、労働者に対する保護と同等の措置を行うよう求めます。

## 提言の第二 直接支援

中小企業が最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するほか、大きな負担となっている社会保険料の減免を行うことが必要です。

### ① 社会保険料の減免

公費負担の割合を引き上げ、社会保険料でまかなう総額を引き下げ、保険料率は企業規模に応じて設定（大企業負担を増やし小規模企業負担を減ら）するよう求めます。

### ② 助成金の支給

業務改善助成金制度を賃金の引上げに対する助成制度へと改変し、周知徹底と予算拡充を求めます。

### ③ 税制改正

消費税法の見直しによる税率引き下げや事業承継税制の恒久化を求めます。

## 提言の第三 行政体制

政策を実行できる行政体制の確立を求めます。

### ① 中小企業庁の体制強化

### ② 公正取引委員会の体制強化

### ③ 労働行政の体制強化

## 提言の第四 地域循環

経済活動において、東京一極集中や国外に利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させるとりくみが必要です。

### ① 中小企業振興条例の制定

中小企業振興、地域経済の活性化の施策を具体化する「円卓会議」を設置するなど、実効性の担保がある条例の制定を求めます。

### ② 公契約法並びに公契約条例の制定

従事する労働者の賃金を重視した「公契約法」並びに「公契約条例」の制定とともに、労働報酬下限額の設定を行うよう求めます。

### ③ 中小企業への優先発注

国・自治体などの入札参加資格において、中小企業が参加できる範囲を拡大するため、分割発注や設定金額の引き下げなどを求めます。

### ④ 地域金融機関の強化

地域金融機関を強化・重視した金融政策を展開することを求めます。

全国労働組合総連合

〒113-8634 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階



# 全国一律最低賃金で地域活性化 全労連「中小企業支援の提言」

## はじめに

全労連は、全国一律最賃制を確立させて多数の労働者の賃金を引き上げ、地域経済の好循環を図ることが必要と考えている。

2014年4月に「中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を」と題する提言を行った。

2022年4月に取りまとめた「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」と題する中小企業支援の提言をバージョンアップすることとした。



## 提言 1 価格転嫁と公正な取引

最低賃金「2020年代に平均1500円実現」  
少なくとも年10%引き上げ

### ○ 価格決定権を持たない中小企業

大企業は対応可能。価格決定権を持たない中小企業では困難がり、価格転嫁できなければ雇用に影響。

### ○ 取引中止を恐れ交渉できない

政府は、価格交渉を推奨し、応じなければ企業名公表などの措置。しかし、取引の中止を恐れ交渉できない企業が多い。

### ○ 賃金指標なく価格交渉が困難

適正賃金の指標がなく、労務費の価格交渉は事実上困難とされる。



# 提言 1 価格転嫁と公正な取引

下請代金支払遅延等防止法 中小受託事業者代金支払遅延法

## 下請法 → 取適法

2026年1月1日施行

### 改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法

下請代金

親事業者

下請事業者

製造委託等に係る中小受託事業者に対する  
代金の支払の遅延等の防止に関する法律

製造委託等代金

委託事業者

中小受託事業者

トリアライズの権利ポイント 代金編

中小受託事業者の権利ポイント

### 新たなルールを確認!

令和8年1月1日から、「下請法」は「取適法（トリアライズ）」に変わります。  
取適法施行（令和8年1月1日）に伴い、同日以降に発注した取適法適用対象取引では、新たに以下の行為が禁止されます！

- 協議に応じない一方的な代金決定の禁止**
  - 中小受託事業者からの価格協定の求めに応じず、一方的に代金を決定することは違反となります。
  - 協力的に協議を求めることで、より実質的な価格協定を実現へ
  - ※ 協議を明示的に拒む場合だけでなく、例えば、協定の求めを無視したり、協議を繰り返しながら延滞して、協定を固執させる場合も違反となります。
- 手形払等の禁止**
  - 手形による代金の支払は違反となります（支払遅延に該当）。
  - 電子記録債権やファクタリングを使用する場合にも、支払期日（最長で、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内）までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものは違反となります（支払遅延に該当）。
  - 支払期日に代金満額相当の現金を受取可能に
  - 例えば、以下の場合は取適法に違反することになります。
    - ① 製造委託等代金の支払期日より後に満期日が到来する場合に中小受託事業者において取引を受ける等の行為がなされたとき
    - ② 中小受託事業者が受取手数料等の負担が生じたとき
  - 「手形」に加え、銀行・信託・ゆうちょ銀行等に受取手数料負担が生じる場合（例）も、受取可能となることを、取適法改正の趣旨として留意する必要があります。中小受託事業者が受取手数料等の支払期日に代金満額相当の現金を受取可能にならない場合は違反となります。
- 振込手数料を負担させることの禁止**
  - 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くことは違反となります（報酬禁止に該当）。
  - 代金の受取に係る振込手数料の負担が不要に

取適法の詳細は、公正取引委員会のウェブサイトへ

# 提言 1 価格転嫁と公正な取引

何よりも大切なことは公正取引の実現。賃金引き上げに伴う単価引き上げなどが適正に行われるようにすることが必要です。

## ① 中小受託事業者代金支払遅延法（取適法）の履行確保とさらなる法改正

すべての企業間取引を規制する法律とし、丸投げ下受けの禁止等、重層構造にメスを入れ、行政によるあっせん機能を強化することを求めます。

## ② 独占禁止法の改正

労働組合と締結した賃金協定について、独占禁止法の「カルテル」として違法とならないよう適用除外する法改正を求めます。

## ③ フリーランス法の徹底と労働者保護の強化

フリーランスは、経済的従属性が強いにも関わらず、労働者として扱われないなど弱い立場にあります。そのため、労働者に対する保護と同等の措置を行うよう求めます。

### さらなる改正

- (1) 資本金・従業員数などの区分をなくし、すべての企業間取引を規制する法律にすべき。
- (2) 労働法が規制する中間搾取「重層下請け構造」がある。製造等を伴わない企業の受注禁止。
- (3) 買いたたき防止。第三者機関が公正取引委員会の仲介・あっせん機構の整備。

労働基準法上の労働者性の範囲を経済的従属性の高さも判断基準に加え、労働組合法をはじめとする多様な労働者を保護する範囲を広げることを求める。相談窓口の一本化を求める。

## 提言2 ①社会保険料の減免

公費負担の割合を引き上げ、社会保険料でまかなう総額を引き下げ、保険料率は企業規模に応じて設定（大企業負担を増やし小規模企業負担を減ら）するよう求めます。

### ① 社会保険料の国庫負担の拡大による保険料負担軽減を図る

### ② 保険料のうち使用者負担の保険料率に

- 大企業 10%を上乗せして徴収する
- 中企業 5%を上乗せして徴収する
- 小企業 50%減じて徴収する

○ **年金** 基礎年金財源のすべてを国庫負担にする。厚生年金保険料（掛け金）を40%程度軽減させることができる。

○ **介護保険** 国庫負担を増やし、保険料負担全体を2分の1から3分の1にし、20%程度軽減させる。

○ **財源** 大企業優遇税制の廃止し、大企業などの法人税率を23.2%から30%に戻すことで財源を賄うことができる（国公労連「税制改革の提言2025より」）。

## 中小企業基本法に基づく企業の規模

業種 <sup>①</sup>	大企業の基準	中企業の基準	小企業の基準
製造業・建設業・運輸業など	資本金3億円超 かつ 従業員300人超	従業員21人～300人（または資本金3億円以下）	従業員20人以下
卸売業	資本金1億円超 かつ 従業員100人超	従業員6人～100人（または資本金1億円以下）	従業員5人以下
小売業	資本金5,000万円超 かつ 従業員50人超	従業員6人～50人（または資本金5,000万円以下）	従業員5人以下
サービス業	資本金5,000万円超 かつ 従業員100人超	従業員6人～100人（または資本金5,000万円以下）	従業員5人以下

▶中小企業基本法に基づく企業の規模（中小企業・小規模企業）は、「資本金の額または出資の総額」および「常時使用する従業員の数」の2つの基準によって分類されます。これらは業種ごとに細かく設定されており、どちらか一方の基準を満たせば中小企業とみなされます。

※中企業・小企業は、資本金か従業員数のどちらか一方を満たせば該当します。①

## 提言2 ② 業務改善助成金の拡充

業務改善助成金については、予算の拡充や制度の周知が図られているが、いっそうの拡充とともに制度の周知を強化することが求められる。

以下の点を改正するよう求める。

- (1) 支給対象を設備投資ではなく、引き上げた賃金そのものとする
- (2) 支給要件から生産性要件を削除すること
- (3) 支給手続きを簡素化すること
- (4) 助成金の支給方法として、賃上げ前に支給を可能とし、一定期間の経過後に精算する制度を創設するなど、資金力の乏しい中小零細企業に配慮した制度とすること

▶徳島県では、2024年に最賃が84円の引き上げとなった際に、930円未満の最賃を980円以上に引き上げた事業所に対し、賃上げ支援事業として正規従業員一人あたり5万円、非正規従業員一人あたり3万円の一時金を支給している。▶群馬県では、「群馬賃上げ促進支援金」制度を拡充し、小規模な事業者で3%賃上げした場合、3万円を最大40人分まで支給できるとしている。なお、上限に達するまで複数回申請可能ともされている。このほかにも多くの自治体で助成金制度がつけられている。▶岩手県（中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金）をはじめ、富山県（富山県賃上げサポート補助金）、鳥取県（持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金）などで多様なメニューがつけられている。

## 提言2 ③ 税制改正

### (1) 消費税法の見直し

速やかに税率を5%に引き下げ、廃止をめざす。同時に、インボイス制度の廃止を求める。

### (2) 「賃上げ促進税制」

「中小企業向け所得拡大促進税制」賃金等が前年度比より1.5%以上増加した場合、増加額の15%を税額控除できる。前年度比で2.5%以上増加させた場合は、30%を税額控除。法人税等から控除しきれなかった控除額は、5年間の繰越できる。、奨学金の返還支援制度では、企業等が直接学生支援機構に送金することができる。制度は、2027年3月31日までの制度となっているため、恒久的な措置とするよう求める。

### (3) 事業承継税制など

#### ① 法人版事業承継税制

2027年12月31日までに申請。期間の延長もしくは恒久化を求める。

#### ② 個人版事業承継制度

2028年3月31日までの時限措置。制度の恒久化を求める。

国	税率
イギリス	15%減税
ドイツ	14%減税
日本	納税を免除

## 提言3 行政体制の拡充

不当な取引等が行われないよう行政による監視機能や相談体制を拡充することが求められる。そのための行政機関の体制拡充が欠かせない。連携を強化し、発注者による不当な取引を摘発し、是正させることが求められる。大企業に対する法令遵守に対する指導を強化する。

### 1. 中小企業庁の体制拡充

出先機関の拡充とともに、人員を大幅に増員する必要がある。下請取引調査員（下請Gメン→今後は「取引Gメン」）の職員数が増員。調査権限を有する検査官を大幅に増員すること。

### 2. 公正取引委員会の体制拡充

少なくとも職員数を倍化させること。特に、中小企業庁と同様、調査権限を有する検査官を大幅に増員すること。

### 3. 労働行政の体制拡充

労働基準監督官の職員数を現行よりも3倍化以上させること。

▶中小企業庁、約336万社の中小企業政策を担う中小企業庁の職員数は200名のみであり、各地域で企業支援する地方出先機関の地方経済産業局は、全国で9カ所にすぎない。

▶地方事務所が全国に8カ所設置されているが、それぞれの管轄地域が広く、人員は少ない。

▶労働基準監督官の職員数が圧倒的に不足している。体制を拡充し、不適正な事例について関係省庁との連携を密にし、公正な取引環境の醸成に努めることが求められる。

## 提言4 地域循環

### ① 中小企業振興条例の制定

中小企業振興、地域経済の活性化の施策を具体化する「円卓会議」を設置するなど、実効性の担保がある条例の制定を求めます。すべての自治体で中小企業振興条例が制定されるよう求める。

### ② 公契約法並びに公契約条例の制定

従事する労働者の賃金を重視した「公契約法」並びに「公契約条例」の制定とともに、労働報酬下限額の設定を行うよう求めます。

### ③ 中小企業への優先発注

国・自治体などの入札参加資格において、中小企業が参加できる範囲を拡大するため、分割発注や設定金額の引き下げなどを求めます。

### ④ 地域金融機関の強化

地域金融機関を強化・重視した金融政策を展開することを求めます。賃上げに際して必要となる手元資金を低利もしくはゼロ金利で貸し付ける融資制度が考えられる。相談体制を拡充することが求められる。

経済活動において、東京一極集中や国外に利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させるとりくみが必要でです。

国などが行う契約、調達、役務などでは、従事する労働者の賃金についての考慮はなされておらず、入札が繰り返されることにより、当該事業に従事する労働者の賃金が低水準、最低賃金水準に据え置かれ、官製ワーキングプアの温床との批判がなされている。

低価格入札を防止するため、発注単価の計算に最低制限価格を必ず導入する。その積算においては、従事する労働者の労働時間を勘案するものとし、国において発注単価を示すこととする。

## 産業政策 1 農業



人間は、生きていく上で食糧を確保できなければ生き続けることができない。「食料主権」が叫ばれる中、地域循環型経済でも農業は重要な位置を占める。したがって、農業に従事する住民を確保するとともに、地域で耕作地を確保することが求められる。

▶地域に在住していない土地持ち非農家ではなく、地域に在住する担い手を増加させなければ、地域社会の発展にはつながらない。また、農業経営が安定しなければ、持続することはできない。

▶中山間地域が多い日本では、大規模な耕作地を確保することが難しく、アメリカやオーストラリアとは比べものにならず、価格競争力で太刀打ちすることはできない。しかし海外からの食料輸入に頼るのではなく、自給率を高め、地産地消を基本に据えることで気候危機打開につなげることが必要と考える。

▶少なくとも現在の耕作地を維持することをベースに、耕作面積あたりの収穫量引上げや後継者の育成が可能となるよう、一人あたりの耕作地面積を 2000 年頃の水準に戻すことをめざす。

▶農林水産省の「農林業センサス」などによると、基幹的農業従事者数は 2000 年に 240 万人であったものが、2024 年には 111 万 4 千人と半減している。また、農地面積では 2000 年に 483 万 ha であったものが、2024 年には 427 万ヘクタールへと減少している。

▶農林水産省の「食料・農業・農村白書（令和 6 年版）」では、農業の基幹的従事者が 20 年間で半減し、高齢化が進展していると述べている。

## 産業政策 2 建設業

建設業は、住まいをつくり、維持するためだけでなく、インフラの整備とも密接に関連する産業である。災害が発生した際には、復旧・復興に欠かせない産業であり、日常から防災のためにも必要不可欠な産業でもある。

大規模な橋梁やトンネル工事などは国家的プロジェクトだが、生活道路の維持管理など、地域ごとにきめ細やかな対応が求められる事業は多い。地政学的な面や気象条件などによっても必要な職種に違いがあるものの、建設業の必要性は高い。

住まいが確保されなければ、生業の再建もままならないことから、地域の実情に応じた建設業に従事する労働者を確保することが求められる。

▶石川県の能登半島地震では、孤立した集落に居住する建設労働者が存在したことにより、他地域に先駆けて自力で生活道路を復旧させ、水道などの復旧作業を進め、被災者が力を合わせて地域での最低限の生活を取り戻した事例がある。



## 産業政策 3 電気・ガス・熱供給・水道

エネルギーの確保等インフラの整備は、生き続けるために必要不可欠なものである。同時に、万人に等しく保障されることとともに環境保全が必要である。しかしながら現代日本では、ほとんどすべてが民営とされている。公的な性格が強く、いのちに関わるものであることから、これらの産業については公営とすべきである。

その上で、地域分散型として災害時などにおける復旧・復興が迅速に行われるようにすべきと考える。なお、山間部など集落などから離れた場所に居住する住民の基本的な人権を保障することも必要である。その際、架線の敷設などが困難なケースも考えられることから、電気などのエネルギーが自給できるよう行政が支援することを基本とする。



## 産業政策 4 情報通信業

社会とのつながりを確保するためには、情報通信業は欠かすことのできない産業である。

同時に、誰もが平等に使えるなければならない。したがって、上述の「電気・ガス・熱供給・水道業」と同じく、公営であることが基本と考える。なお、この産業は、全世界とつながる扉となるものであり、国家間の調整も必要な分野であることから、国による独占産業として運営されることが望ましいと考える。したがって、政府が予定しているNTT法の廃止には断固反対する。

その上で、災害時からの速やかな復旧・復興などが行えるよう地域ごとに拠点を設置することが望ましい。なお、災害への対応を考慮するとケーブルではなく、無線を活用する方法など、地理的な状況によって判断することが必要。



## 産業政策 5 教育・学習業

教育・学習は、国家百年の計であり、生涯学習の観点からも、重要なものである。

現行の教育制度をベースに国民の居住の自由などとも調和を図りながら、学校の設置を行うことが求められる。その際、学級人数についても考えておくことが必要である。

人口増となってきた時代においては、宅地開発などにより、クラス数が多い大規模校が生じてきたが、人口減少の今後においては、少人数学級に加えクラス数の上限を設けるなどして大規模校の設置を制限することも可能と考える。

地域においては、避難所などの重要な役割を果たす場所ともなっている。だからこそ、広い運動場など一時的に避難できる場所として、同時に、地域の要となる場所であるようにすべきと考える。

▶OECDの小中学校の平均学級人数は22人である。また、世帯人数が縮小の一途をたどっている日本において、多人数のクラス運営はそぐわないといわなければならない。

▶日本は国際的にみて学級人数が多い。少人数学級の運営を基本とすることにより、きめ細かい指導が可能となれば、塾などの補助的学習業の必要性を減らすことも可能となる。



## 産業政策 6 医療・福祉

医療・福祉は、いのちを守るために必要不可欠なものであり、従事者を確保することは地域社会の維持に欠くことができないことである。従事者の割合について算定することは困難ではあるが、地政学的なことを考慮しつつ、医療体制を確立することが望ましい。

すべての診療科目がそろった総合病院について、都市部での集中を分散させ、国民が医療を受けられる権利のできる限りの機会均等を図る。

島嶼部や山間部などからの緊急搬送による経過時間を可能な限り短くできるよう配慮することも必要となる。



# 物価高騰対策 賃上げ支援金

岩手県では、**60円以上**(1時間あたり)の賃上げを行った中小企業等を対象に

従業員1人あたり**6万円**<sup>上限</sup><sub>50人分</sub>を支給します。

## 支援金の 支給額

従業員1人あたり**6万円**、上限50人分(1事業所当たり最大400万円)  
※令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を時給1,031円以上に引き上げた場合は、**2万円**加算する。

## 支給 対象者

**県内に事業所を有する中小企業等**  
※公益法人、協同組合、個人事業主等(従業員を1人以上雇用しているものに限る)も含む。  
(詳しくは裏面へ)

## 支給要件

- ①賃上げの対象時期  
令和7年10月1日から令和8年9月30日まで  
(賃金の支給が令和8年10月31日までのものを含む)
- ②賃上げ対象従業員  
県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。  
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。
- ③賃上げ額  
(ア)対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して**1時間当たり60円以上**引き上げていること。  
(イ)最低1月以上、**引き上げ後の賃金支給実績**があること。  
(ウ)引き上げ後の**賃金水準を1年間継続**すること。
- ④その他  
申請時点において、事務所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が最低賃金を上回っていること。

## 受付開始

令和8年 **2月13日(金)**

## 県全体の 支給上限

岩手県全体で25億4,000万円を上限とし  
上限に達し次第終了します。

※なお、上限に達しない場合でも、令和8年11月13日(金)で受付終了とします。

手続きについては  
裏面をご覧ください

# 支援金申請について

## 必要書類

- ①物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書(様式1又は様式2)
- ②支給対象従業員一覧(様式3)
- ③支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ④貸金台帳の写し(貸金改定月及び貸金改定月の前月分)
- ⑤別途指定する金融機関の振込依頼書(支払い先の情報を記載したもの。)及び支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑥その他、知事が必要と認める書類

## 支給対象事業者

### ■ 法人の場合…次の項目すべてに該当する者

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154条)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲※1で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等(宗教法人を除く。)、協同組合等及び普通法人に該当するもの。  
ただし、次のいずれかに該当するものは除く。  
・構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)  
・特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)  
・岩手県が設立した法人  
・法人格のない任意団体、政治団体および宗教団体  
・運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- ②県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること(県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く)。
- ③県内の事業所に常時使用する従業員※2を1人以上雇用していること。
- ④岩手県税に未納がないこと。
- ⑤過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- ⑥過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- ⑧岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- ⑨会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生または更正手続きを行っている者ではないこと。

### ■ 個人事業主の場合…次の項目すべてに該当する者

- ①岩手県内税務署へ開業届を提出していること。
- ②中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者
- ③左欄の③から⑥の全ての要件に該当するもの。

※1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲

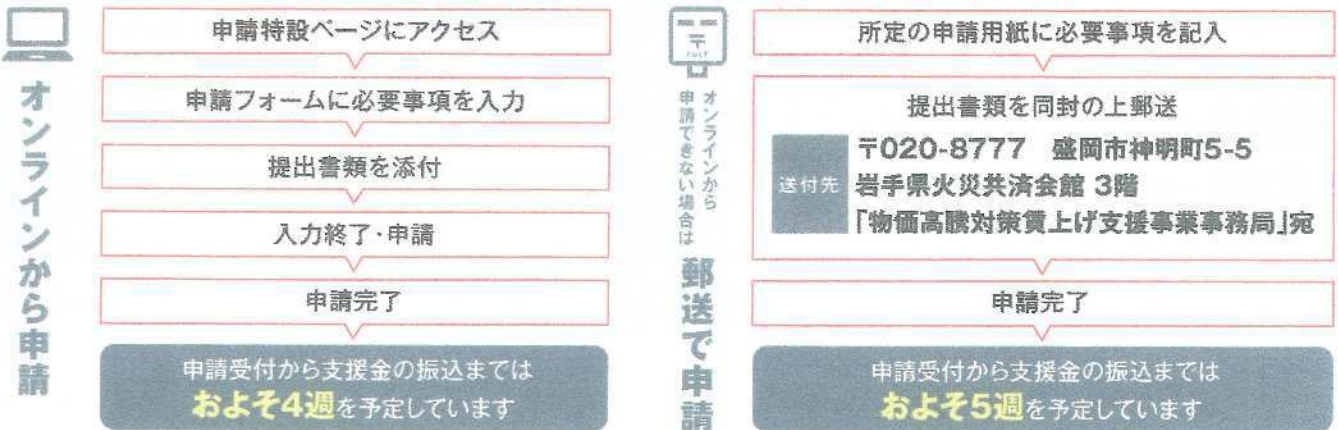
業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ①会社役員又は個人事業主
- ②日々雇い入れられる者
- ③2か月以内の期間を定めて使用される者
- ④季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

## 申請方法

《オンラインからの申請がスムーズです。優先的にご利用ください》



※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や、申請が殺到している時期などにおいて、さらに期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

申請特設ページはこちら <https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp>



お問い合わせ ※提出方法がご不明な場合はこちらまでお問い合わせください

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局 〒020-8777 盛岡市神明町5-5 岩手県火災共済会館 3階

tel 019-601-7165 受付時間/9:00~17:00 (土・日・祝・お盆期間を除く) mail info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

# 物価高騰対策 賃上げ支援金

60円以上

従業員1人あたり**6万円**〔<sup>上限</sup><sub>50人分</sub>〕を支給します。

令和8年5月22日現在の申請金額 約11億  
円（上限額の約43%）

※岩手県全体で25億4,000万円を上限とし、上限に達し次第終了します。

なお、上限に達しない場合でも、令和8年11月13日(金)で受付終了としま  
す。

※申請状況については、上限額の50%に達するまでは、1億円ごとに更新しま  
す。

支援金についてのお問い合わせはこちらの電話番号をお願いします。

3 市町村の実施状況

1 岩手県物価高騰対策賃上げ支援金への上乗せ（4市町村）

市町村	実施時期	内容	備考
奥州市	R8.5 予定	岩手県物価高騰対策賃上げ支援金受給事業者に対し、従業員1人当たり3万円を上乗せ支給 加算条件対象者には1万円加算※上限あり	R8.1 臨時議会補助金交付関係予算議決
金ヶ崎町	R8 年度内 予定	岩手県物価高騰対策賃上げ支援金受給事業者に対し、従業員1人当たり3万円 or 4万円を上乗せ支給※上限あり	R8.1 月臨時議会にて議決済
軽米町	R8.3 予定	岩手県物価高騰対策賃上げ支援金受給した町内事業者に対し、県事業対象従業員1人当たりの県支援金額の1/2を上乗せ支給。ただし、1事業者あたり上限25人分（1事業所あたり最大100万円）	R8.1 臨時議会にて議決済
九戸村	R8.3 予定	岩手県物価高騰対策賃上げ支援金受給事業者に対し、従業員1人当たり3万円～4万円を上乗せ支給※上限あり	R8.2 月臨時会提案予定

2 岩手県物価高騰対策賃上げ支援金への上乗せ以外の支援策（3市）

(1) 県の対象とならない範囲を支援する（1市）

市町村	実施時期	内容	備考
北上市	R8.2 予定	県支援の対象ならない範囲をメインターゲットとした市独自の賃上げ支援する 【事業名】北上市賃上げ支援補助金 【補助額】 対象従業員1人当たり38千円 上限1,900千円（1事業所50人） 【補助要件】 ・対象期間内（R7.10～R8.9）に時給換算40円以上の賃上げをする中小企業者等 ・岩手県の実施する賃上げ支援金の支給を受けないもの（併給不可）	R8.1 月臨時議会で補正予算可決済み  R8.2.24 受付開始

(2) 最低賃金の引上げ額を上回る賃上げを支援（1市）

市町村	実施時期	内容	備考
二戸市	R8.4 予定	一定の賃上げ（80円以上）を実施した事業者に対し、従業員1人あたり4万円を支給（県の支援金を受給要件としない）	R8.2 月定例会提案予定

(3) その他（1市）

市町村	実施時期	内容	備考
花巻市	R8.3 予定	県の賃上げ支援金の交付決定を受け、かつ市内事業所に勤務する従業員の賃金を平均4%以上引き上げた事業者に対し、市内従業員数に応じた奨励金を支給 従業員数1～5人：上限5万円 # 6～20人：上限20万円 # 21～50人：上限50万円 # 51人以上：上限70万円 ただし、対象従業員の年間賃上げ見込み額から県支援金を差し引いた額の合計と上限額のいずれか低い方の金額を支給	R8.1 月臨時会で補正予算可決済み

【担当：労働課長 菅原（5580）】



# 全国一律最低賃金で地域活性化

## ～中小企業支援の提言～

2026年04月 全国労働組合総連合

### はじめに

全労連は、全国一律最賃制を確立させて多数の労働者の賃金を引き上げ、地域経済の好循環を図ることが必要と考えています。

そのため、2022年4月に取りまとめた「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」と題する中小企業支援の提言をバージョンアップすることとしました。

詳しくは本文を参照していただくこととし、概要をご紹介します。

1

公正取引

2

直接支援

3

行政体制

4

地域循環

### 提言の第一 価格転嫁と公正な取引

何よりも大切なことは公正取引の実現。賃金引き上げに伴う単価引き上げなどが適正に行われるようにすることが必要です。

#### ① 中小受託事業者代金支払遅延法の履行確保とさらなる法改正

すべての企業間取引を規制する法律とし、丸投げした受けの禁止等、重層構造にメスを入れ、行政によるあっせん機能を強化することを求めます。

#### ② 独占禁止法の改正

労働組合と締結した賃金協定について、独占禁止法の「カルテル」として違法とされないよう適用除外する法改正を求めます。

#### ③ フリーランス法の徹底と労働者保護の強化

フリーランスは、経済的従属性が強いにも関わらず、労働者として扱われないなど弱い立場にあります。そのため、労働者に対する保護と同等の措置を行うよう求めます。

## 提言の第二 直接支援

中小企業が最低賃金の引き上げによって手元資金が不足しないよう直接的に助成金を支給するほか、大きな負担となっている社会保険料の減免を行うことが必要です。

### ① 社会保険料の減免

公費負担の割合を引き上げ、社会保険料でまかなう総額を引き下げ、保険料率は企業規模に応じて設定（大企業負担を増やし小規模企業負担を減ら）するよう求めます。

### ② 助成金の支給

業務改善助成金制度を賃金の引上げに対する助成制度へと改変し、周知徹底と予算拡充を求めます。

### ③ 税制改正

消費税法の見直しによる税率引き下げや事業承継税制の恒久化を求めます。

## 提言の第三 行政体制

政策を実行できる行政体制の確立を求めます。

### ① 中小企業庁の体制強化

### ② 公正取引委員会の体制強化

### ③ 労働行政の体制強化

## 提言の第四 地域循環

経済活動において、東京一極集中や国外に利益が流出するのではなく、地域で可能な限り循環させるとりくみが必要です。

### ① 中小企業振興条例の制定

中小企業振興、地域経済の活性化の施策を具体化する「円卓会議」を設置するなど、実効性の担保がある条例の制定を求めます。

### ② 公契約法並びに公契約条例の制定

従事する労働者の賃金を重視した「公契約法」並びに「公契約条例」の制定とともに、労働報酬下限額の設定を行うよう求めます。

### ③ 中小企業への優先発注

国・自治体などの入札参加資格において、中小企業が参加できる範囲を拡大するため、分割発注や設定金額の引き下げなどを求めます。

### ④ 地域金融機関の強化

地域金融機関を強化・重視した金融政策を展開することを求めます。

全国労働組合総連合

〒113-8634 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階



# 価格転嫁と公正取引で中小企業と地域経済の活性化めざす

## 全国一律最賃と賃金引き上げに向けた中小企業政策の提言

2026年04月  
全国労働組合総連合

全労連は、2014年4月に「中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を」と題する提言を行った。15国民春闘では、最低賃金・公契約・公務賃金改善など「社会的な賃金闘争」を大きく位置づけ、新たに「全国一律最賃制の実現を求める法改正署名」を開始した。15年秋からは法改正署名のとりくみを通年化するとともに、「地域活性化大運動」を提起し、賃金の底上げと中小企業支援の抜本的な強化を重点に、地域の労働組合や経済団体、商店街をはじめ諸団体との対話・懇談運動などを推進してきた。

2016年7月に開催した第28回大会では、「全国最賃アクションプラン」を策定し、全国一律最賃制の創設に向けた集中的なとりくみを展開した。2023年にはランク制の見直しが行われ、4ランクから3ランクへと縮小された。また、2024年の最低賃金改定では、最高額と最低額の格差が一気に8円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示された。その後政府は、2020年代に加重平均で1500円の達成を目標に掲げた。2025年の最低賃金改定では、中央最低賃金審議会はCランクの目安額をA・Bランクよりも1円高く示し、地域間格差の是正に向けた姿勢を示した。

2024年の総選挙では、主要政党から賃金引き上げの必要性が語られるなど、全労連の粘り強いとりくみの成果が現れている。しかし、全国一律最低賃金制の実現には、多くの壁が立ちだかっている。2025年10月には、高市首相が2020年代に全国加重平均1,500円をめざすとした政府目標の見直しに言及した。経済成長に合わせた引上げにとどめるとしており、政府目標を大きく後退させた。なお、最低賃金が低い水準の県では、人口流出に対する危機感から引上げの必要性を訴えるとともに、中小企業支援の強化に対する強い要望が出されている。

労働者の賃金は春闘によって引き上げられつつあるが、実質賃金は依然としてマイナスが続いており、労働者全体の賃金をいっそう引き上げていくことが求められている。そのためには、全国一律最賃制を確立させて多数の労働者の賃金を引き上げ、地域経済の好循環を図ることが必要だと考える。

労働総研が2023年2月に発表した「最低賃金が全国一律1500円になったら 生活はどう変化し、経済はどう変わるか」よれば、国内生産額が17.9兆円増加し、粗付加価値額が10.5兆円増加するとされている。また、新たに105万人の雇用増加をもたらすとしている。これにより、雇用者報酬の増加をもたらし、税収も2兆円余の増加をもたらす。

こうした点をふまえ、2022年4月に取りまとめた「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」と題する中小企業支援の提言をバージョンアップすることとした。

については、本提言が関係各所で活用され、価格転嫁と公正取引で中小企業と地域経済の活性化が図られるような政策の実現をめざす。

## I 価格転嫁と公正取引の実現

政府は、最低賃金について2020年代に加重平均で1,500円を目標としているが、2025年の改定により、加重平均は1,121円となった。政府目標の達成には、少なくとも毎年10%を超える引上げが必要となる。

内部留保など資金力のある大企業は対応可能だと考えるが、価格決定権を持たない中小企業では、価格転嫁できなければ経営を圧迫し、雇用に影響を及ぼしかねない。こうしたことから、価格転嫁が可能な取引を実現させることが欠かせない。

政府は、労務費の引き上げにともなう価格交渉を推奨し、交渉に応じていない企業名の公表などを行っているが、取引の中止を恐れ、交渉できていない企業も多い。また、価格転嫁の交渉が短期間でまとまることはまれであり、価格転嫁できるまでの間、原材料費の上昇や労務費の上昇に耐えることができるだけの経営力・資金力も欠かせない。加えて、賃金に関する指標がないことから、賃金財源の確保を理由とした価格交渉は事実上困難だと言われている。

資金的な支援策に対しては、助成制度などについて後述するが、価格転嫁に向けた公正取引の実現に向け、全労連は次のようなとりくみと呼びかける。

- ① 政府に対し、法的な制度改善を求める。具体的には「取適法」「独禁法」「フリーランス法」についてであり、詳細は以下のとおり。
- ② 経営者に対し、労務費の上昇にともなう取引価格の引き上げについて交渉を行うよう要求する。
- ③ 発注者である企業・行政機関に対し、受注者の労務費について把握を行うよう求め、適正な価格での発注を行うよう要求する。
- ④ 業界団体に対し、不当廉売の禁止、労務費の上昇にともなう単価引き上げ交渉への誠実な対応など、ガイドラインの作成などを行うよう要請する。

### 1. 中小受託取引適正化法及び受託中小企業振興法の履行とさらなる改正

2025年の第217国会において、政府は中小企業における賃上げ実現に必要な価格転嫁を推進するため、協議を行わないままでの代金の決定及び支援の対象となる事業者の範囲の拡大等を図るため、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律」に名称も変更する「下請代金支払遅延等防止法の改正法案」を提出した。

国会では、衆参両院での審議により5月16日に可決・成立し、23日に公布された。

改正法により次の点などが追加・修正された。

#### 1. 規制の見直し

- ① 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止
- ② 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段もあわせて禁止
- ③ 運送委託の対象取引の追加
- ④ 従業員基準の追加（従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充
- ⑤ 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設

## 2. 振興の充実

- ① 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加
- ② 製造、販売等の目的物の引き渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
- ③ 法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加
- ④ 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定
- ⑤ 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加

## 3. 「下請」等用語の見直し

- ① 「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める
- ② 法律の名称について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造受託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める

## 4. 2026年1月1日から施行する

以上をふまえ、改正法の履行とともに以下の点についてさらなる改正を求める。

- (1) 独占的市場では、受注者が優位な立場に立つとも考えられるが、競争市場では、発注者が圧倒的に優位な立場に立つことから、資本金・従業員数などの区分をなくし、すべての企業間取引を規制する法律とすべきである。
- (2) 労働法が規制する中間搾取というべき重層下請構造がつくられているが、何らの製造・役務を行うことなく、別企業に丸投げするような事例があることから、何らの製造等を行わない企業に対する受注禁止条項を導入すべきである。
- (3) 買いたたきを防止するため、第三者機関もしくは公正取引委員会による仲裁・あっせん機構を整備すべきである。

## 2. 「独占禁止法」の改正

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることとされている。その上で、独占禁止法は次のことを定めている。

- (1) 公正取引委員会は、違反行為をした者に対して、その違反行為を除くために必要な措置を命じること。
- (2) 私的独占、カルテル及び一定の不正な取引方法については、違反事業者に対して課徴金を課すこと。
- (3) カルテル、私的独占、不正な取引方法を行った企業に対して、被害者は損害賠償の請求ができること。この場合、企業は故意・過失の有無を問わず責任を免れることができない（無過失損害賠償責任）。
- (4) カルテル、私的独占などを行った企業や業界団体の役員に対しては、罰則が適用されること。

こうしたことから、国や自治体などによる行政機関が行う公的なすべての国民が享受すべき事業は独占が認められるが、それ以外は競争が原則となる。

2025年11月、東京都交通局による談合発注の疑いで公正取引委員会が立ち入り調査を行っ

たが、多数の企業とそこで働く労働者があってこそ競争が成り立つ。人口減少による人手不足が深刻化していることから、国や自治体業務の民営化などではなく、公務による直接運営を拡大すべきである。

また、労働組合では、企業間の競争環境を公平なものとするため、労働者の賃金について事業者団体と協定することがある。したがって、労働組合との賃金協定など労働条件に関する協定はカルテルではないことを明確にすべきである。加えて、規模 30 人以下の零細業者が適正価格維持のため、労働組合と締結した賃金協定と連動した価格協定については、独占禁止法の「カルテル」の適用除外とするよう改正を求める。

### 3. フリーランスの保護強化にむけて

2024 年 11 月 1 日から施行されたフリーランス法は、個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則 60 日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等を義務付けた。

多くの企業が労働基準法をはじめとする法の保護が及ばない雇用によらない働き方を増加させている。法を潜脱するものであり、雇用によらない働き方への安易な契約変更は許されない。フリーランス保護法は、労働法の保護が及ばない者を保護する一面があるが、労働者性が強いことから、さらに規定を強化することが求められる。

法の取引の適正化に係る規定については主に公正取引委員会及び中小企業庁が、就業環境の整備に係る規定については主に厚生労働省がそれぞれ執行を担っている。

改正された「下請法」（公正取引委員会は、今後「取適法」としている）は、資本金関及び従業員数の格差による親子関係を規定しているが、フリーランス法は受注者が個人である場合の取引などについて規制するものであり、労働者性が高い者を保護するものとなった。しかしながら、あくまでも事業者としての規制であり、経済的従属性が強いにも関わらず、労働者として扱われないために、労働者に対する保護よりも弱くなっている。

基本的には、労働基準法における労働者性の範囲について、経済的従属性の高さも判断基準に加え、労働組合法をはじめとする多様な労働者を保護する範囲を広げることが求められる。

なお、相談窓口が公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省と分かれており、わかりにくいことから、窓口の一本化などとともに相談体制の拡充整備を求める。

## II. 全国一律最低賃金制に向けた中小企業支援策

全国一律最低賃金制度の実現には、地域間格差の是正が欠かせない。2025 年の最低賃金改定により、最高額の東京と 1,226 円と最低額の高知・宮崎・沖縄 1,023 円との差は 203 円となった。依然として大きな格差があり、全国一律最低賃金制度の実現には、最低賃金額が低い県に対する助成制度は欠かせない。

中小企業団体との懇談やアンケートなどからは、特に要望が大きいのが社会保険料の負担軽減である。したがって、社会保険料について、企業規模によって負担割合を変化させることにより、小規模企業の負担軽減を図ることを提言する。

また、労務費の上昇などによる価格転嫁に向けた公正取引の実現には時間がかかることか

ら、資金力の乏しい中小企業に対し、当面の資金を提供するなど、政府の支援策を充実させるよう求める。

## 1. 中小零細企業に対する社会保険料の引き下げ

社会保険料は、医療・年金・介護・労働保険など、労使折半を基本とする保険料と公費により賄われている。なお、使用者だけでなく、労働者に対する社会保険料負担の大きさの問題もある。欧州では、労使折半ではなく、使用者割合を引き上げている国もあるが、医療・年金・介護などの社会保障については、国民すべて等しく享受すべきものであることから、加入している保険制度による差異が生じることは好ましくない。

したがって、公費負担割合を引き上げることにより、加入制度による差異の縮小と保険料負担の軽減をめざす。同時に、財源については、所得税の応能負担原則（累進課税制度の強化）の徹底と金融所得を含めた総合課税制度への転換を求める。また、法人税では、大企業などに対する控除制度の見直しをはじめとする課税強化を図る。

財務省財政制度審議会財政制度分科会の提出資料によれば、社会保障財源は保険料 80.3 兆円、国庫負担 37.7 兆円、地方負担 17.0 兆円の合計 135 兆円（2024 年度当初予算ベース）となっている。そのうち、基礎年金については、保険料と公費で折半している。基礎年金は、20 歳から 60 歳までの 40 年間加入して初めて満額支給となっている。現在、国民年金の保険料は、月額 17,920 円（2026 年度）とされており、失業者や学生など収入が少ない者に重い負担となっている。全労連は、最低保障年金制度の創設を求めており、財源は全額公費で賄うべきとしている。こうしたことから、基礎年金にかかる財源をすべて国庫負担とすることにより、全体の保険料負担を軽減させる。

ちなみに、2024 年度当初予算ベース厚生年金勘定から基礎年金勘定へ繰り出されている拠出金は約 21.5 兆円となっており、全額公費負担とした場合、厚生年金保険料の保険料収入が 36.6 兆円であることから、厚生年金保険料（掛金）を 40%程度軽減させることとなる。

また、介護保険においても国と地方で財源の 2 分の 1 を賄っているが、「保険あって介護なし」とも言われていることから、公費負担を拡大させることが求められる。すでに国は、介護保険の第 1 号保険料について、国庫から 595 億円、公費で 1,190 億円を別枠で投入し、低所得者の負担軽減を図っている。こうした点も鑑み、国庫負担を 4 分の 1 から 3 分の 1 へ引上げ、都道府県・市町村は 6 分の 1 へ引き上げることにより、介護保険財源の保険料分を 2 分の 1 から 3 分の 1 へ引き下げる。なお、2025 年度当初予算で介護にかかる国庫負担は 3.7 兆円であることから、負担引上げで必要となる額は 4.9 兆円となる。

社会保障財源の国庫負担増により、税財源の確保が問題となる。上述したことにより、国庫から 22.7 兆円の財源を確保しなければならない。

国公労連の「税制改革の提言」（2025 年版）によると、大企業優遇税制を廃止した上で、大企業、連結法人、通算法人の法人税率を 1999～2012 年の税率である 30%にすれば、現在の税収からさらに約 16 兆円の財源が得られ、所得に応じた超過累進税率（最大 43%：1984～87 年の法人税率）にした場合、得られる追加財源は約 37 兆円としている。

大企業の内部留保が積み増しされている現状から、大企業の負担能力は十分にあり、社会保障財源を確保することは可能である。

これらをふまえ、社会保険料について、国庫負担の拡大による保険料負担軽減を図った上で、以下のとおり企業規模に応じたものに転換するよう求める。なお、企業規模は、中小企

業基本法に基づく分類による（別添資料参照）。

- 大企業 保険料のうち使用者負担の保険料率に10%を上乗せして徴収する
- 中企業 保険料のうち使用者負担の保険料率に5%を上乗せして徴収する
- 小企業 保険料のうち使用者負担の保険料率を50%減じて徴収する

## 2. 助成金制度の拡充

業務改善助成金については、予算の拡充や制度の周知が図られているが、いっそうの拡充とともに制度の周知を強化することが求められる。

なお、最低賃金の引き上げに関する自治体独自の補助金制度も創設されている。2024年に84円の引き上げとなった徳島県では、930円未満の最賃を980円以上に引き上げた事業所に対し、賃上げ支援事業として正規従業員一人あたり5万円、非正規従業員一人あたり3万円の一時金を支給している。群馬県では、「群馬賃上げ促進支援金」制度を拡充し、小規模な事業者で3%賃上げした場合、3万円を最大40人分まで支給できるとしている。なお、上限に達するまで複数回申請可能ともされている。このほかにも多くの自治体で助成金制度がつけられている。岩手県（中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金）をはじめ、富山県（富山県賃上げサポート補助金）、鳥取県（持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金）などで多様なメニューがつけられている。

雇用に関する助成金では、非正規労働者の正規化を行った場合に支給されるキャリアアップ助成金（正社員化コース）や有期雇用労働者の賃金を3%以上アップさせた場合に支給されるキャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）などがある。ただし、最低賃金の大幅引き上げに対応したものではない。

※① 女性非正規雇用労働者の所定労働時間1時間当たりの賃金（時給）を50円以上増額改定した場合 5万円/人を支給

さらに、100円以上増額改定した場合には、5万円/人を加算

※② 女性非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換した場合 10万円/人を支給

さらに、対象労働者が就職氷河期世代に該当する場合には、10万円/人を加算

以上をふまえ、業務改善助成金について、以下の点を改正するよう求める。

- (1) 支給対象を設備投資ではなく、引き上げた賃金そのものとする
- (2) 支給要件から生産性要件を削除すること
- (3) 支給手続きを簡素化すること
- (4) 助成金の支給方法として、賃上げ前に支給を可能とし、一定期間の経過後に精算する制度を創設するなど、資金力の乏しい中小零細企業に配慮した制度とすること

## 3. 税制改正など

### (1) 消費税法の見直し

消費税の引き上げにより、中小零細企業の廃業などが相次いでいることから、速やかに税率を5%に引き下げ、廃止をめざす。

同時にインボイス制度の廃止を求める。なお、当面は現行の特例措置を継続させること。

## (2) 「賃上げ促進税制」

賃上げを実施する企業に対する税制上の優遇措置として、「中小企業向け所得拡大促進税制」がある。雇用者給与等支給額が前年度比より1.5%以上増加した場合、増加額の15%を税額控除できる。なお、前年度比で2.5%以上増加させた場合は、30%を税額控除できる。また、教育訓練費の増加や子育て支援制度による上乗せ要件も設けられている。

なお、法人税等から控除しきれなかった控除額は、5年間の繰越ができる。

さらに、奨学金の返還支援制度では、企業等が直接学生支援機構に送金することができ、給与として損金算入できるとともに、賃上げ促進税制の対象に含めることができる。なお、返還額は所得税を非課税とすることや社会保険料の報酬に含められない。

制度は、2027年3月31日までの制度となっているため、恒久的な措置とするよう求める。

## (3) 事業承継税制など

### ① 法人版事業承継税制

本制度は、2027年9月30日までに特例事業承継計画届を提出し、2027年12月31日までに申請しなければならない時限措置とされているが、期間の延長もしくは恒久化を図るよう求める。

### ② 個人版事業承継制度

本制度は、2028年3月31日までの時限措置とされている。法人版事業承継制度と同じく、制度の恒久化を求める。

## Ⅲ 行政体制の拡充

中小零細企業で働く労働者の労働条件を維持・向上させるには、対等な取引が可能となるような環境をつくらなければならない。基本的に、発注者が優位にあることから、不当な取引が行われぬよう行政による監視機能や相談体制を拡充することが求められる。

それだけではなく、行政機関の体制拡充だけではなく、連携を強化し、発注者による不当な取引を摘発し、是正させることが求められる。

また、大企業に対する法令遵守に対する指導を強化することが求められる。

### 1. 中小企業庁の体制拡充

フリーランス法の施行により、対象となる取引が大幅に増加しているが、体制拡充は不十分なままとなっている。約336万社の中小企業政策を担う中小企業庁の職員数は200名のみであり、各地域で企業支援する地方出先機関の地方経済産業局は、全国で9カ所にすぎない。出先機関の拡充とともに、人員を大幅に増員する必要がある。

また、下請取引調査員（下請Gメン→今後は「取引Gメン」）の職員数が増員されてはきたが、依然として不足している。さらに体制を倍化し、公正な取引環境を整備することが求められる。

さらに、調査権限を有する検査官を大幅に増員することが求められる。

## 2. 公正取引委員会の体制拡充

地方事務所が全国に8カ所設置されているが、それぞれの管轄地域が広く、人員は少ない。公正な取引環境を醸成するためにも、体制の拡充を図ることが求められる。少なくとも職員数を倍化させること。

特に、中小企業庁と同様、調査権限を有する検査官を大幅に増員することが求められる。

## 3. 労働行政の体制拡充

労働基準監督官の職員数が圧倒的に不足している。体制を拡充し、不適正な事例について関係省庁との連携を密にし、公正な取引環境の醸成に努めることが求められる。そのため、労働基準監督官の職員数を現行よりも3倍化以上させること。

# IV 地域における中小企業支援政策の拡充

地域経済を活性化させるため、政府・自治体に対し、以下のとりくみを進めるよう求めるとともに、地域経済循環に向けた長期ビジョンを別紙のとおり提示する。この政策は、とりわけ地方都市で深刻な人口減少に伴う人手不足対策も勘案した長期的ビジョンとして提示する。

## 1. 中小企業振興条例の制定

中小企業振興条例の制定が進展（理念条例を含む）しているが、中小企業振興、地域経済の活性化の施策を具体化する「円卓会議」を設置するなど、実効性の担保が課題となっている。

そのため、自治体による中小企業への発注等を義務づける等の対策を図るため、引き続き、すべての自治体で中小企業振興条例が制定されるよう求める。

## 2. 「公契約法」ならびに「公契約条例」の制定

国などが行う契約、調達、役務などでは、従事する労働者の賃金についての考慮はなされておらず、入札が繰り返されることにより、当該事業に従事する労働者の賃金が低水準、最低賃金水準に据え置かれ、官製ワーキングプアの温床との批判がなされている。また、事業者からも健全な経営が成り立たないとの批判もされている。

地方自治体では、公契約条例を制定し、労働者の賃金水準や経営に対する配慮を行うところが増加している。しかし、依然として多くの自治体及び国においては、財政事情を理由とした低価格での落札が相次いでおり、労働者の賃金が低水準に据え置かれるなど問題は山積している。「公契約法」並びに「公契約条例」の制定とともに、労働報酬下限額の設定を行うよう求める。

## 3. 中小企業への優先発注

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条「国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針を作成するものとする」を実践することが求められる。

具体的には、低価格入札を防止するため、発注単価の計算に最低制限価格を必ず導入する。

その積算においては、従事する労働者の労働時間を勘案するものとし、国において発注単価を示すこととする。

また、公共事業の発注においては、地方自治法施行令に基づく「地域要件」の設定を行う発注事業を50%以上とする。さらに、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」による中小企業者の受注機会を確保するため、80%以上の受注機会を確保する。

なお、国・自治体などが発注する場合における入札参加資格において、中小企業が参加できる範囲を拡大するため、分割発注を増加させるとともに、設定金額の引き下げを求める。

#### 4. 地域金融機関による経営支援

地域金融機関による経営支援は融資制度にとどまらず、地域と一体となった経営支援策をとることが求められる。

しかし、自己資本比率による金融機関規制が強められ、地域金融機関の経営を追い詰め、支店の統廃合や地域金融機関の合併などが金融庁によって強制的に進められてきた。

最低貸金の引き上げは、中小零細企業の経営に多大な影響を与えることから、密接な関係にある地域金融機関を強化・重視した金融政策を展開することを求める。

具体的には、中小零細企業や個人事業主を対象に、貸上げに際して必要となる手元資金を低利もしくはゼロ金利で貸し付ける融資制度が考えられる。また、取引先との価格転嫁交渉などをはじめとする経営支援について、相談体制を拡充することが求められる。

以上

## 地域経済循環の実現に向けた産業政策（補論）

人が暮らし、働き続けることができる地域には、エネルギー・食料・ケア産業なくして語ることはできない。いかに地域ごとに自立させていくかが課題である。そのことが気候危機打開にもつながるものであり、持続可能な社会を実現させることでもある。

「世界がもし 100 人の村だったら」という書籍が世界的に広まったのは、2001 年頃であるが、これらも参照にしつつ、地域に欠かすことができない産業を提示し、過度な競争を排し、公正な取引環境の醸成や民主主義社会として必要なシステムなどを提示したい。

### 1. 地域社会に欠かせない産業とは

地域社会の欠かせない産業は、人が生きていくために必要な食料やエネルギーの供給を行う産業であり、平時においても災害時などにおいても、いのちを守るために必要な産業だと考える。また、例えば除雪が必要となる寒冷地など、自然環境によって必要な産業が加わることにも注意を要する。

地域に欠かせない産業は、次の産業分類表のうち、太字・下線を引いたものとする。

コード	産業名
A	<b>農業、林業 (2)</b>
B	<b>漁業 (2)</b>
C	<b>鉱業、採石業、砂利採取業 (1)</b>
D	<b>建設業 (3)</b>
E	<b>製造業 (24)</b>
F	<b>電気・ガス・熱供給・水道業 (4)</b>
G	<b>情報通信業 (5)</b>
H	<b>運輸業、郵便業 (8)</b>
I	<b>卸売業、小売業 (12)</b>
J	<b>金融業、保険業 (6)</b>
K	<b>不動産業、物品賃貸業 (3)</b>
L	<b>学術研究、専門・技術サービス業 (4)</b>
M	<b>宿泊業、飲食サービス業 (3)</b>
N	<b>生活関連サービス業、娯楽業 (3)</b>
O	<b>教育、学習支援業 (2)</b>
P	<b>医療、福祉 (3)</b>
Q	<b>複合サービス事業 (2)</b>
R	<b>サービス業 (他に分類されないもの) (9)</b>
S	<b>公務 (他に分類されるものを除く) (2)</b>
T	<b>分類不能の産業 (1)</b>

以上に示した産業を振興し、従事者を確保しなければ、地域が衰退し、人口減少へとつな

がると考える。当然だが、従事者の労働条件はその職務にふさわしいものでなければならない。公的性格が強い産業は、市場競争主義ではなく、公的な産業とすることも考えなければならない。公務は、産業の独占が許されるが、議会による民主的コントロールが行われることが前提である。

市場による競争を基本とするにしても、過度な競争を避けることも必要である。また、当該産業に必要な不可欠な業務を分社化（製造業の構内下請など専ら下請）することなどは、従属性が強いことから、本来は企業の一部であるべきであり、分社化などの重層下請構造には何らかの制限を加えることも検討する必要がある。

## 2. 地域社会に欠かせない産業の具体的なあり方

### (1) 農業

人間は、生きていく上で食糧を確保できなければ生き続けることができない。「食料主権」が叫ばれる中、地域循環型経済でも農業は重要な位置を占める。したがって、農業に従事する住民を確保するとともに、地域で耕作地を確保することが求められる。

農林水産省の「農林業センサス」などによると、基幹的農業従事者数は 2000 年に 240 万人であったものが、2024 年には 111 万 4 千人と半減している。また、農地面積では 2000 年に 483 万 ha であったものが、2024 年には 427 万ヘクタールへと減少している。

農林水産省の「食料・農業・農村白書（令和 6 年版）」では、農業の基幹的従事者が 20 年間で半減し、高齢化が進展していると述べている。その上で、「農地を保全し、集落の機能を維持するためには、地域の話合いを基に、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農業を副業的に営む経営体等の担い手以外の多様な農業者が重要な役割を果たしていることも踏まえ、これらの者が農地の保全管理を適正に行うことによって、地域において持続的に農業生産が行われるようにすることが必要」だとしている。

いっぽうで、「販売農家数と自給的農家数の減少に比べ、土地持ち非農家数の増加は相対的に抑えられており、このことから地域に在住していない土地持ち非農家の増加が懸念されています。地域に在住していない場合、地域の農業委員会が通常の活動で土地持ち非農家に接触することが困難であり、地域の農地を適切に利用していくためには、実態の把

---

<sup>1</sup> 「食料主権」が最初に国際舞台に登場したのは 1996 年で、1990 年代から 2000 年代にかけて、食料主権運動（food sovereignty movement）が発展しました。そして 2007 年、マリウのニエレニ（Nyéléni）で食糧主権国際フォーラムが開かれ、そのニエレニ宣言で、食料主権は「生態学的に健全で持続可能な方法で生産された、健康的で文化的に適切な食料に対する人々の権利、そして自らの食料と農業システムを定義する権利」と定義されています。

食料主権は、フードシステムをコントロールする権利を持つのは企業や市場ではなく、生産者・流通業者・消費者だということを強調する政治活動です。農業がより産業的になり、グローバルフードシステムにおいて大企業が支配力を強め、輸入品や加工食品に偏った食事になってきたことに対する反動として成長してきました。食料主権運動の中心的な存在である、国際的な農民組織ピア・カンペシーナ（La Via Campesina）は、今ではさまざまな背景を持つ 81 개국 2 億人のメンバーを抱く規模にまで成長しました。

食料主権は、食料安全保障（food security）としばしば対比されます。最初はかなり違う性質のものではありましたが、互いの定義が変化してくるにつれ、相反しない概念になってきました。とは言っても違う部分もあり、食料安全保障は飢餓や栄養不良を理解するための説明的な概念やツールであり、食料主権は政治戦略が付随する点が異なるとも言われています。

握を進めていく必要があります」とも述べている。

地域に在住していない土地持ち非農家ではなく、地域に在住する担い手を増加させなければ、地域社会の発展にはつながらない。また、農業経営が安定しなければ、持続することはできない。

中山間地域が多い日本では、大規模な耕作地を確保することが難しく、アメリカやオーストラリアとは比べものにならず、価格競争力で太刀打ちすることはできない。しかし海外からの食料輸入に頼るのではなく、自給率を高め、地産地消を基本に据えることで気候危機打開につなげることが必要と考える。

以上をふまえ、少なくとも現在の耕作地を維持することをベースに、耕作面積あたりの収穫量引上げや後継者の育成が可能となるよう、一人あたりの耕作地面積を2000年頃の水準に戻すことをめざす。

## (2) 建設業

建設業は、住まいをつくり、維持するためだけでなく、インフラの整備とも密接に関連する産業である。災害が発生した際には、復旧・復興に欠かせない産業であり、日常から防災のためにも必要不可欠な産業でもある。

大規模な橋梁やトンネル工事などは国家的プロジェクトだが、生活道路の維持管理など、地域ごとにきめ細やかな対応が求められる事業は多い。地政学的な面や気象条件などによっても必要な職種に違いがあるものの、建設業の必要性は高い。

石川県の能登半島地震では、孤立した集落に居住する建設労働者が存在したことにより、他地域に先駆けて自力で生活道路を復旧させ、水道などの復旧作業を進め、被災者が力を合わせて地域での最低限の生活を取り戻した事例がある。

住まいが確保されなければ、生業の再建もままならないことから、地域の実情に応じた建設業に従事する労働者を確保することが求められる。

## (3) 電気・ガス・熱供給・水道業

エネルギーの確保等インフラの整備は、生き続けるために必要不可欠なものである。同時に、万人に等しく保障されることとともに環境保全が必要である。しかしながら現代日本では、ほとんどすべてが民営とされている。公的な性格が強く、いのちに関わるものであることから、これらの産業については公営とすべきである。

その上で、地域分散型として災害時などにおける復旧・復興が迅速に行われるようにすべきと考える。

なお、山間部など集落などから離れた場所に居住する住民の基本的な権利を保障することも必要である。その際、架線の敷設などが困難なケース<sup>2</sup>も考えられることから、電気などのエネルギーが自給できるよう行政が支援することを基本とする。

## (4) 情報通信業

社会とのつながりを確保するためには、情報通信業は欠かすことのできない産業である。

---

<sup>2</sup> 山間部の場合、河川ケーブルを引くよりも、小規模な再生可能な発電システムを設置する方がコストがかからず、災害への対応も可能となることが考えられる。

同時に、誰もが平等に使えなければならない。したがって、上述の「電気・ガス・熱供給・水道業」と同じく、公営であることが基本と考える。

なお、この産業は、全世界とつながる扉となるものであり、国家間の調整も必要な分野であることから、国による独占産業として運営されることが望ましいと考える。したがって、政府が予定している NTT 法の廃止には断固反対する。

その上で、災害時からの速やかな復旧・復興などが行えるよう地域ごとに拠点を設置することが望ましい。なお、災害への対応を考慮するとケーブルではなく、無線を活用する方法など、地理的な状況によって判断することが必要。

#### (5) 教育・学習業

教育・学習は、国家百年の計であり、生涯学習の観点からも、重要なものである。

現行の教育制度をベースに国民の居住の自由なども調和を図りながら、学校の設置を行うことが求められる。その際、学級人数についても考えておくことが必要である。日本は国際的にみて学級人数が多い。OECDの小中学校の平均学級人数は22人である。

また、世帯人数が縮小の一途をたどっている日本において、多人数のクラス運営はそぐわないといわなければならない。

少人数学級の運営を基本とすることにより、きめ細かい指導が可能となれば、塾などの補助的学習業の必要性を減らすことも可能となる。人口増となってきた時代においては、宅地開発などにより、クラス数が多い大規模校が生じてきたが、人口減少の今後においては、少人数学級に加えクラス数の上限を設けるなどして大規模校の設置を制限することも可能と考える。

地域においては、避難所などの重要な役割を果たす場所ともなっている。だからこそ、広い運動場など一時的に避難できる場所として、同時に、地域の要となる場所であるようにすべきと考える。

#### (6) 医療・福祉

医療・福祉は、いのちを守るために必要不可欠なものであり、従事者を確保することは地域社会の維持に欠くことができないことである。従事者の割合について算定することは困難ではあるが、地政学的事実を考慮しつつ、医療体制を確立することが望ましい。

すべての診療科目がそろった総合病院について、都市部での集中を分散させ、国民が医療を受けられる権利のできる限りの機会均等を図る。

島嶼部や山間部などからの緊急搬送による経過時間を可能な限り短くできるよう配慮することも必要となる。

以上



令和5年賃金構造統計調査

第4表 企業規模、性、年齢階級別賃金、対前年増減率及び企業規模間賃金格差

性・年齢階級	大企業		中企業			小企業		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 <sup>1)</sup> 【大企業=100】	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	企業規模間 賃金格差 <sup>2)</sup> 【大企業=100】
合計	346.0	-0.7	311.4	2.3	90.0 (87.0)	294.0	3.2	85.0 (81.7)
～19歳	192.9	2.7	188.9	2.6	97.9 (97.1)	186.7	2.0	96.8 (97.5)
20～24	234.0	3.0	220.9	1.9	94.4 (95.1)	214.7	2.4	91.8 (92.3)
25～29	270.8	1.8	253.4	3.1	93.6 (92.2)	245.6	2.2	90.7 (89.3)
30～34	307.3	0.0	277.6	1.9	90.3 (88.6)	269.0	2.3	87.5 (85.1)
35～39	342.2	-2.1	305.8	3.2	89.4 (86.6)	291.0	1.0	85.0 (82.4)
40～44	373.4	-0.0	331.6	2.0	88.8 (86.5)	306.6	1.8	82.1 (80.2)
45～49	392.7	-1.3	350.3	2.2	89.2 (85.3)	322.0	3.4	89.0 (78.3)
50～54	417.4	-1.2	361.1	2.0	86.5 (83.9)	330.0	1.7	79.1 (74.6)
55～59	429.3	0.3	367.5	0.9	85.6 (85.3)	326.4	2.6	76.9 (71.3)
60～64	313.8	0.8	305.9	4.2	97.5 (94.3)	298.8	4.7	95.2 (91.1)
65～69	277.0	0.7	271.3	6.3	91.9 (92.3)	265.1	4.7	95.7 (92.3)
70歳以上	42.7		45.0			45.7		
20歳未満	13.4		12.4			11.2		

小企業 100人未満 従業者数 34,462,774人 (5人未満を除く)  
賃金 294,000円

中企業 100人以上300人未満 従業者数 8,323,239人  
賃金 311,400円

大企業 300人以上 従業者数 9,084,295人  
賃金 346,000円

使用者負担保険料率

年金保険 9.150%

医療保険 4.76～5.175% (都道府県別)

介護保険 0.80%

労災保険 0.3～0.88% (業種別)

雇用保険 0.95～1.15% (業種別)

合計 15.96～17.155%

	従業者数	比率	賃金	保険料率
小企業	34,462,774	66.44%	294,000	46,922
中企業	8,323,239	16.05%	311,400	49,699
大企業	9,084,295	17.51%	346,000	55,222

	保険料総額	保険料引き下げ額	
		50%	30%
小企業	1,617,076,066,738	808,538,033,369	485,122,820,021

		引き下げ分補てん負担 (大7:中3)	
中企業	413,660,317,286	242,561,410,011	145,536,846,006
大企業	501,649,304,772	565,976,623,358	339,585,974,015
		従業員一人あたり保険料	
中企業		29,143	17,486
大企業		62,303	37,382
		保険料率換算	
中企業		9.36%	5.62%
大企業		18.01%	10.80%

中企業の使用者負担分保険料率をおよそ1.5倍、大企業の保険料率を2倍に引き上げれば小企業の保険料率を50%引き下げるだけの財源を確保できる。

かなり大きな負担となるため、小企業の使用者負担を3割程度引き下げにすれば、中企業の負担は1.3倍、大企業は1.7倍程度となる

東北地方最低生計費試算調査結果比較表 ※岩手県盛岡市を特出し

調査年	2016	2026	2016	2026	2016	2026	増減額	増減率	2016	2026	2016	2026	2016	2026
	都道府県	青森県	青森県	秋田県	秋田県	岩手県			岩手県	山形県	山形県	宮城県	宮城県	福島県
自治体名	青森市	青森市	秋田市	秋田市	盛岡市	盛岡市			山形市	山形市	仙台市	仙台市	福島市	福島市
性別	男性	男性	男性	男性	男性	男性			男性	男性	男性	男性	男性	男性
最賃ランク	C	C	C	C	C	C			C	C	B	B	B	B
消費支出	162,589	202,819	163,216	204,032	173,997	208,659	34,662	1.199	166,317	207,132	167,016	211,247	167,952	205,384
食費	39,977	52,290	40,133	53,791	40,083	52,870	12,487	1.312	40,032	54,952	40,017	55,278	40,703	54,513
家での食事	22,835	34,086	22,983	35,515	22,936	34,352	11,416	1.498	22,887	36,621	22,873	36,931	23,531	36,203
外食・昼食	10,000	7,500	10,000	7,500	10,000	7,500	▲2,500	0.750	10,000	7,500	10,000	7,500	10,000	7,500
外食・会食	6,000	9,000	6,000	9,000	6,000	9,000	3,000	1.500	6,000	9,000	6,000	9,000	6,000	9,000
商業分	1,142	1,704	1,150	1,776	1,147	1,718	571	1.498	1,145	1,831	1,144	1,847	1,172	1,810
住居費	26,000	39,000	29,000	39,000	35,000	41,000	6,000	1.171	30,000	40,000	30,000	43,000	32,000	40,000
水道・光熱	8,076	10,800	8,260	10,300	9,024	11,525	2,501	1.277	8,695	10,304	8,686	10,086	8,715	10,349
家具・家事用品	3,664	4,545	3,479	4,244	4,216	5,626	1,410	1.334	3,905	4,864	3,821	4,631	3,509	4,312
家事用品(掃除機・洗濯機・家具)	1,758	2,181	1,193	1,455	1,628	2,172	544	1.334	1,513	1,885	1,350	1,636	1,528	1,878
室内装備品	106	131	110	134	179	239	60	1.335	179	223	129	156	166	204
寝具類	569	706	619	755	710	947	237	1.334	495	617	621	753	341	419
家事雑貨	529	656	933	1,138	849	1,133	284	1.335	983	1,225	849	1,029	590	725
家事用消耗品	702	871	624	762	850	1,135	285	1.335	735	914	872	1,057	884	1,086
被服・履物	6,514	7,200	6,626	7,527	6,501	7,801	1,300	1.200	5,628	6,506	7,095	8,230	6,225	6,952
被服・履物	6,244	6,925	6,356	7,252	6,231	7,526	1,295	1.208	5,358	6,231	6,825	7,955	5,955	6,677
洗濯代	270	275	270	275	270	275	5	1.019	270	275	270	275	270	275
保健医療	2,596	2,754	2,596	2,819	2,596	2,754	158	1.063	2,596	2,802	2,596	2,742	2,596	2,722
交通・通信	38,342	38,251	35,710	37,642	39,697	38,802	▲895	0.977	37,634	38,527	38,342	39,170	37,028	38,337
交通費(自動車関係費)	30,571	32,458	27,939	32,074	31,926	33,266	1,340	1.042	29,871	33,037	30,571	33,583	29,257	32,675
通信費	7,771	5,793	7,771	5,568	7,771	5,536	▲2,235	0.712	7,763	5,490	7,771	5,587	7,771	5,662
教養・娯楽	17,950	24,360	18,093	25,163	17,533	24,831	7,298	1.411	17,057	23,825	17,126	24,240	17,726	24,569
教養娯楽耐久財	5,541	4,979	5,684	5,782	5,124	5,456	332	1.065	4,648	4,444	4,717	4,859	5,317	5,188
教養娯楽用品(書籍)	432	0	432	0	432	0	▲432	0.000	432	0	432	0	432	0
日帰り旅行	1,667	3,333	1,667	3,333	1,667	3,333	1,666	1.999	1,667	3,333	1,667	3,333	1,667	3,333
旅行	5,000	7,500	5,000	7,500	5,000	7,500	2,500	1.500	5,000	7,500	5,000	7,500	5,000	7,500
余暇費用	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	0	1.000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
定額制コンテンツ	0	2,000	0	2,000	0	2,000	2,000	#DIV/0!	0	2,000	0	2,000	0	2,000
NHK受信料等	1,310	2,548	1,310	2,548	1,310	2,548	1,238	1.945	1,310	2,548	1,310	2,548	1,310	2,548
理美容費	3,886	4,199	3,513	3,889	3,322	3,604	282	1.085	4,590	4,875	3,491	3,727	3,529	3,733
理美容用品	1,996	2,085	1,623	1,738	1,432	1,474	42	1.029	2,700	2,867	1,601	1,748	1,639	1,708
理美容サービス	1,890	2,115	1,890	2,151	1,890	2,130	240	1.127	1,890	2,007	1,890	1,980	1,890	2,025
身の回り用品	434	545	656	670	875	1,161	286	1.327	1,030	1,601	692	968	771	924
その他	15,150	18,875	15,150	18,985	15,150	18,975	3,825	1.252	15,150	18,875	15,150	19,175	15,150	18,973
自由差医療費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	0	1.000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
冠婚葬祭費	2,500	2,917	2,500	2,917	2,500	2,917	417	1.167	2,500	2,917	2,500	2,917	2,500	2,915
お中元・お歳暮	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0
プレゼント費用	833	3,333	833	3,333	833	3,333	2,500	4.001	833	3,333	833	3,333	833	3,333
自治会費	0	300	0	300	0	300	300	#DIV/0!	0	300	0	300	0	300
共益費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	1.000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
忘年会等	1,667	1,875	1,667	1,875	1,667	1,875	208	1.125	1,667	1,875	1,667	1,875	1,667	1,875
その他会費	250	250	250	250	250	250	0	1.000	250	250	250	250	250	250
組合費	1,900	2,200	1,900	2,310	1,900	2,300	400	1.211	1,900	2,200	1,900	2,500	1,900	2,300
非消費支出	37,294	53,051	37,428	57,636	37,367	56,894	19,527	1.523	37,367	54,435	37,375	63,112	37,320	56,890
所得税	3,410	5,197	3,410	5,772	3,410	5,765	2,355	1.691	3,410	5,611	3,410	6,471	3,410	5,765
住民税	6,517	10,150	6,575	10,775	6,600	10,775	4,175	1.633	6,600	10,516	6,617	12,000	6,600	10,775
社会保険料	27,367	37,704	27,443	41,089	27,357	40,364	13,007	1.475	27,357	38,308	27,348	44,641	27,310	40,350
予備金	16,200	20,200	16,300	20,400	17,300	20,500	3,200	1.185	16,500	20,700	16,700	21,100	16,700	20,500
最低生計費	178,789	223,019	179,516	224,432	191,297	229,459	38,162	1.199	182,917	227,832	183,716	232,347	184,652	225,884
(月額)	216,083	276,070	216,944	282,068	228,664	286,363	57,699	1.252	220,284	282,267	221,091	295,459	221,972	282,774
年額(税込)	2,592,996	3,312,842	2,603,328	3,384,821	2,743,968	3,436,358	692,390	1.252	2,643,408	3,387,203	2,653,092	3,545,507	2,663,664	3,393,286
必要最低額A(173.8時間換算)	1,243	1,588	1,248	1,623	1,316	1,648	332	1.267	1,267	1,624	1,272	1,700	1,277	1,627
必要最低額B(150時間換算)	1,441	1,840	1,446	1,880	1,524	1,909	385	1.253	1,469	1,882	1,474	1,970	1,480	1,885
最低賃金額	695	1,029	695	1,031	695	1,031	336	1.483	696	1,032	726	1,038	705	1,033

45.6% 54.0% / ←最低賃金と最低生計費のギャップ

2016年調査から10年経過し、今回の最低生計費試算調査(再計算)により、この間の物価上昇で消費支出が大きく増加していることが見てきました。

項目別で見ると、食費が131.2%、家具・家事用品が133.4%、教養娯楽費141.7%と30%以上の増加となっています。食費は外食の昼食を節約しているものの家での食事に係る費用が増えています。家具・家事用品は全ての細目で30%以上の増加となっています。教養娯楽費では日帰り旅行が2倍、旅行が1.5倍となり、NHK受信料等はNHK受信料の他にインターネット接続料が新たに増加し、定額制コンテンツも新たな費用増となっています。交通・通信費は格安スマホの普及等で費用が削減されていますが、限定的な削減で全体としての費用負担は増えています。

また、非消費支出が152.3%と10年前の1.5倍(約2万円増)に増加していることも暮らしを圧迫している要因となっています。税金・社会保険料ともに大きく増加しており、税と社会保障の見直しが必要な状況です。

2016年の調査では岩手県盛岡市の25歳単身男性の最低生計費は月額(税込)で228,664円でしたが、2026年の再調査では月額(税込)で286,363円必要となり、10年間で57,699円増加しました。時給に換算(月150時間労働)すると2016年の1,524円から1,904円に380円増加しており、今後の世界情勢等では更なる物価上昇が想定され、もはや最低賃金は2,000円ないと暮らせなくなってきています。

定 雇 第 2 2 5 号

令 和 8 年 5 月 2 8 日

岩手地方最低賃金審議会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也

令和8年度岩手県最低賃金の改正等について

雇用・労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少に加え、本県では、東京一極集中の加速化などにより、人口の社会減が続いており、特に18歳の進学・就職期、22歳前後の就職期の転出が顕著となっています。

将来を切り拓く大きな可能性を持つ若者や女性にも選ばれる岩手であるためには、ジェンダーギャップ解消の取組など魅力ある職場づくりの促進が求められており、また、県民一人ひとりが、必要な収入や所得が得られていると実感できる岩手の実現を図っていく必要があります。

令和7年度の岩手県最低賃金の改正では、過去最大の79円の引上げ額となり、本県の最低賃金は全国最下位水準を脱したものの、依然として全国下位であり、都市部との格差が生じております。

また、昨今の急激な物価高騰は、実質賃金を押し下げるとともに、中小企業・小規模事業者の経営を逼迫し、事業継続に深刻な影響を与えるおそれがあります。

全国的に産業人材の確保が大きな課題となる中、本県の優秀な人材が安心して県内に定着し、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができるよう、依然として最低賃金が全国でも下位であるという現状及び中小企業・小規模事業者の状況を勘案いただき、地域別最低賃金の改正に向け、十分な御議論を賜りますようお願い申し上げます。

定 雇 第 2 2 5 号

令 和 8 年 5 月 2 8 日

岩手労働局長 様

岩手県知事 達 増 拓 也

令和 8 年度岩手県最低賃金の改正等について

雇用・労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少に加え、本県では、東京一極集中の加速化などにより、人口の社会減が続いており、特に 18 歳の進学・就職期、22 歳前後の就職期の転出が顕著となっています。

将来を切り拓く大きな可能性を持つ若者や女性にも選ばれる岩手であるためには、ジェンダーギャップ解消の取組など魅力ある職場づくりの促進が求められており、また、県民一人ひとりが、必要な収入や所得が得られていると実感できる岩手の実現を図っていく必要があります。

令和 7 年度の岩手県最低賃金の改正では、過去最大の 79 円の引上げ額となり、本県の最低賃金は全国最下位水準を脱したものの、依然として全国下位であり、都市部との格差が生じております。

また、昨今の急激な物価高騰は、実質賃金を押し下げるとともに、中小企業・小規模事業者の経営を逼迫し、事業継続に深刻な影響を与えるおそれがあります。

全国的に産業人材の確保が大きな課題となる中、本県の優秀な人材が安心して県内に定着し、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができるよう、依然として最低賃金が全国でも下位であるという現状及び中小企業・小規模事業者の状況を勘案いただき、地域別最低賃金の改正に向け、十分な御議論を賜りますようお願い申し上げます。